岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針

いっしょに学(まな)ぼう日本語(にほんご)、いっしょに暮(く)らそう岩手県(いわてけん)

令和４年３月

岩　手　県

【目次】

１　策定の趣旨等

本県の在留外国人数は、平成元年（1989 年）には 2,035 人でしたが、令和２年（2020 年）には 7,782 人と約 3.8 倍に増加しています。令和２年からの新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の影響により、一時的に減少しているものの、深刻な人手不足を背景に、コロナ禍収束後は技能実習生等を中心に、再び増加に転じることが見込まれます。また、令和４年８月に、八幡平市にハロウインターナショナルスクール安比ジャパンが開校を予定しているほか、本県が誘致を進めている「国際リニアコライダー（ＩＬＣ：International Linear Collider）」が実現すると、さらに多くの外国人が本県に居住することが想定されます。

県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において、外国人県民等[1]が暮らしやすい環境づくりに向け、日本語の習得支援を行うこととしているほか、「岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）」では、４つの施策の方向のひとつ「共に生活できる地域づくり」の主要な取組項目のひとつとして「日本語学習の支援」を掲げ、学習教材の作成や日本語教育人材への研修などに取り組んできました。

また、令和元年（2019 年）６月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）では、地方自治体に、その地域の実情に応じ日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める努力義務が規定されました。

こうした状況を踏まえ、本県における在留外国人に対する日本語教育の現状や課題を整理し、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）」との整合性を図りながら、技能実習生、留学生、児童生徒をはじめとするすべての外国人県民等を対象とし、すべての人に共通する「生活者」の側面に着目した日本語教育を推進するため、「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定するものです。

また、本方針は、「日本語教育の推進に関する法律」第 11 条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月 23 日閣議決定）を参酌し、本県の基本的な方針として策定するものです。

【方針の期間】

対象とする期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

ただし、この間、外国人県民等を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて見直しなどを行っていくものとします。

---

[1] 外国人県民等：外国籍を持つ県民のほか、日本国籍を取得した県民や国際結婚などによって生まれた外国人の親の文化を背景に持つ子供など、外国にルーツがあり、外国籍の人と同様の課題を持つ県民を指します。（「岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）」における定義。）

2　現状と課題

(1)　外国人県民等の状況

ア　概要

本県における令和２年（2020 年）12 月末現在の在留外国人数は 7,782 人であり、平成元年（1989 年）の 2,035 人に比べ約 3.8 倍に増加しています。

技能実習制度の実習期間の延長などに伴い、平成 10 年（1998 年）から平成 15 年（2003 年）の間に急激に増加した後、横ばいが続きました。平成 23 年（2011 年）には、東日本大震災津波の影響により多数の技能実習生が帰国し大幅に減少したものの、翌年からは増加に転じ、令和元年（2019 年）には過去最高の 8,170 人に達しました。

令和２年（2020 年）は、新型コロナウイルス感染症の影響により前年に比べ 400 人近い減少となりましたが（図１）、深刻な人手不足を背景に、コロナ禍収束後は来日が延期となっている技能実習生等を中心に、再び増加に転じることが見込まれます。

また、こうした在留外国人の増加などにより、外国にルーツがあり外国籍県民と同様に日本語に課題を持つ県民も増加していくものと考えられます。

一方、県人口は近年減少の一途をたどっており、平成元年（1989 年）10 月 1 日現在の 1,415,554 人から令和２年（2020 年）10 月 1 日現在の 1,212,201 人へと、約 20.4 万人減少し（図２）、県人口に対する在留外国人の割合は上昇しています。

図１　在留外国人数の推移（岩手県）
（各年 12 月末現在）
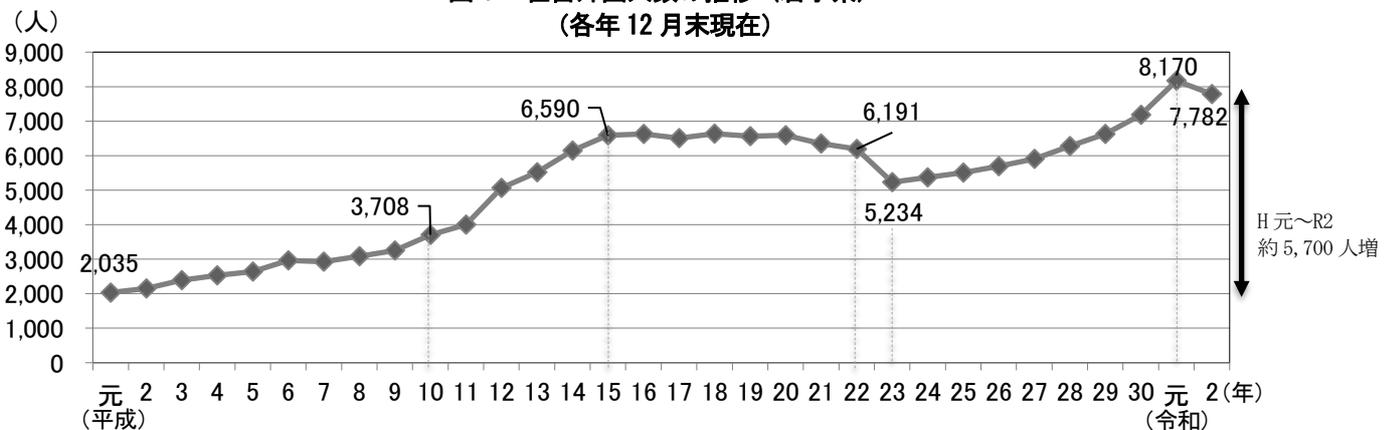
出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

図２　岩手県人口の推移
（各年 10 月 1 日現在）
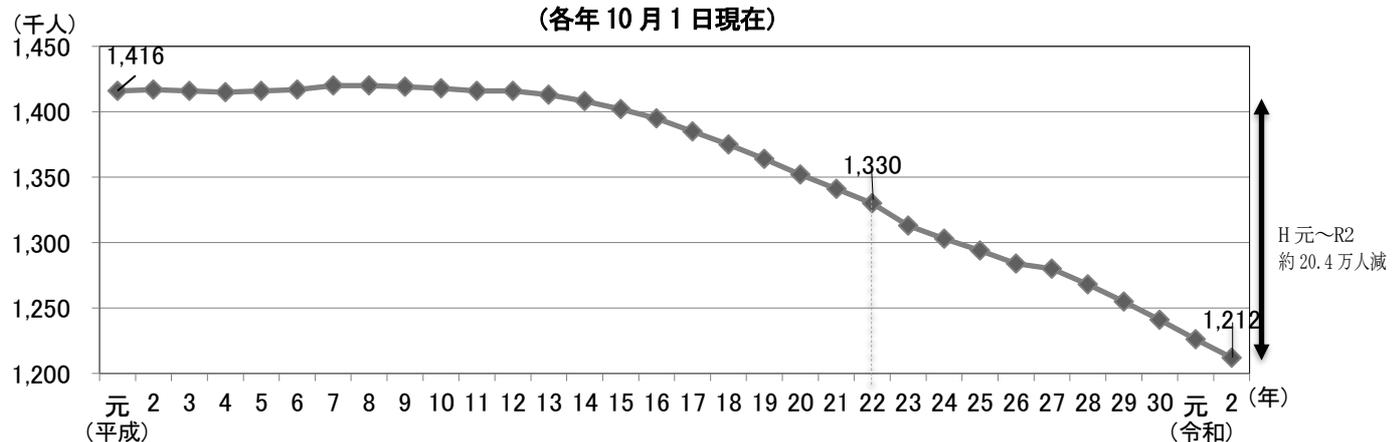
出典：岩手県ふるさと振興部「岩手県人口移動報告年報」

イ　国籍別

令和２年（2020 年）12 月末現在、本県の在留外国人は国籍別では 75 の国・地域から成り、構成比はベトナムが 27.1％と最も多く、次いで中国 23.4％、フィリピン 17.3％、韓国・朝鮮 10.1％、ミャンマー3.7％などの順となっています。近年、中国の構成割合が減少し、ベトナムが大きく増加しています。

なお、全国では中国 27.0％、次いでベトナム 15.5％などとなっており、本県は全国と比較するとベトナムの占める割合が高くなっています。（図３）

図３　在留外国人数の国籍別人数・割合
（令和２年 12 月末現在）

出典：法務省「在留外国人統計」
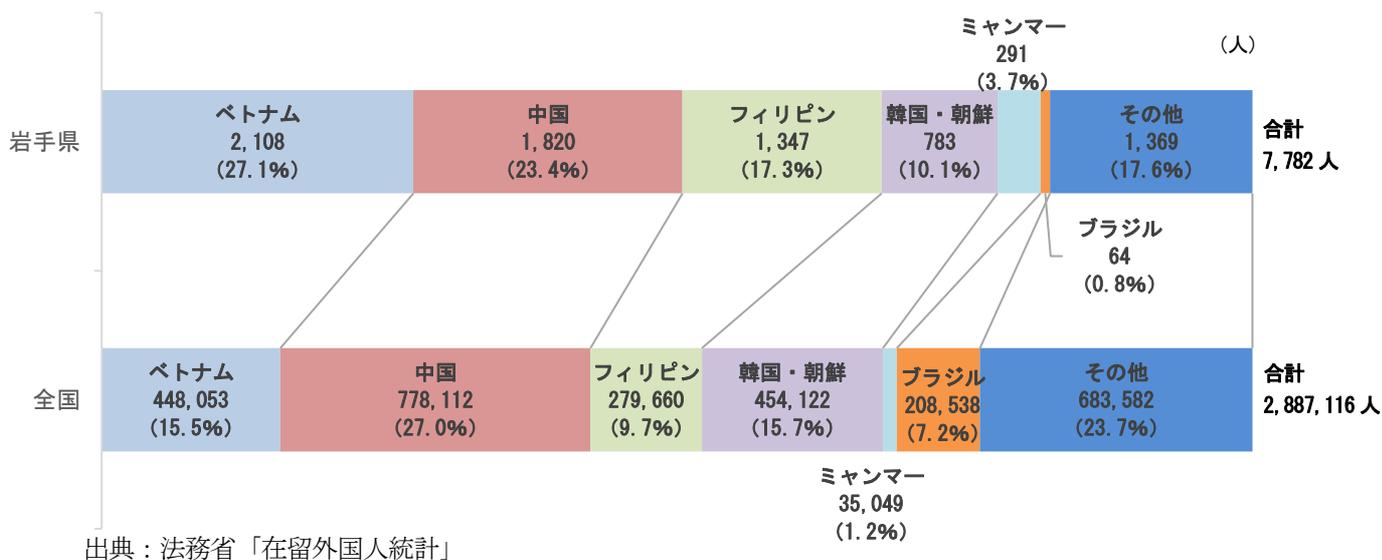
ウ　在留資格別

在留資格別に見ると、技能実習 40.9％、永住者 24.2％、特別永住者 6.7％、日本人の配偶者等 5.3％、留学 4.7％、特定活動 4.5％などの順となっています。

全国では永住者 28.0％、次いで技能実習 13.1％などとなっており、本県は全国と比較すると技能実習の占める割合が高くなっています。（図４）

図４　在留外国人数の在留資格別人数・割合
（令和２年 12 月末現在）

出典：法務省「在留外国人統計」
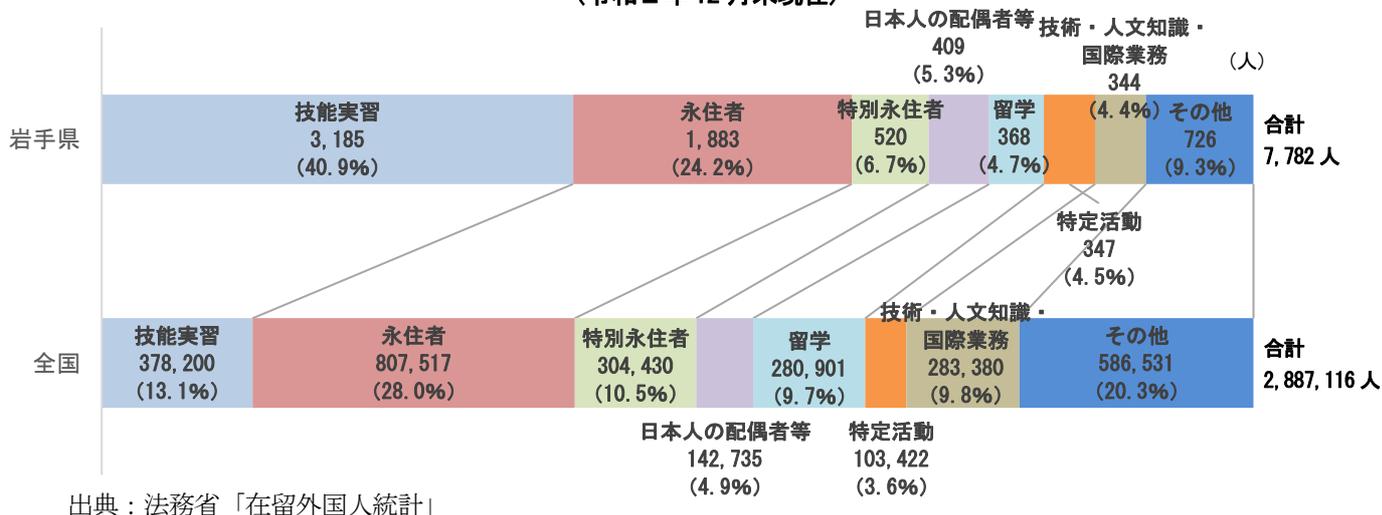
エ　性別・年齢別

性別、年齢別に見ると、20 代の女性が 22.3%、次いで 20 代の男性が 17.4%と、20 代の割合が高くなっています。（図５）

なお、日本語指導が必要な外国人児童生徒（小学校・中学校・高等学校）数は平成 30 年（2018 年）５月１日現在で 14 人（９校）、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数は 16 人（８校）となっています。（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 30 年（2018 年）度）」）

図５　在留外国人数の性別・年齢別の分布
（令和２年12月末現在）
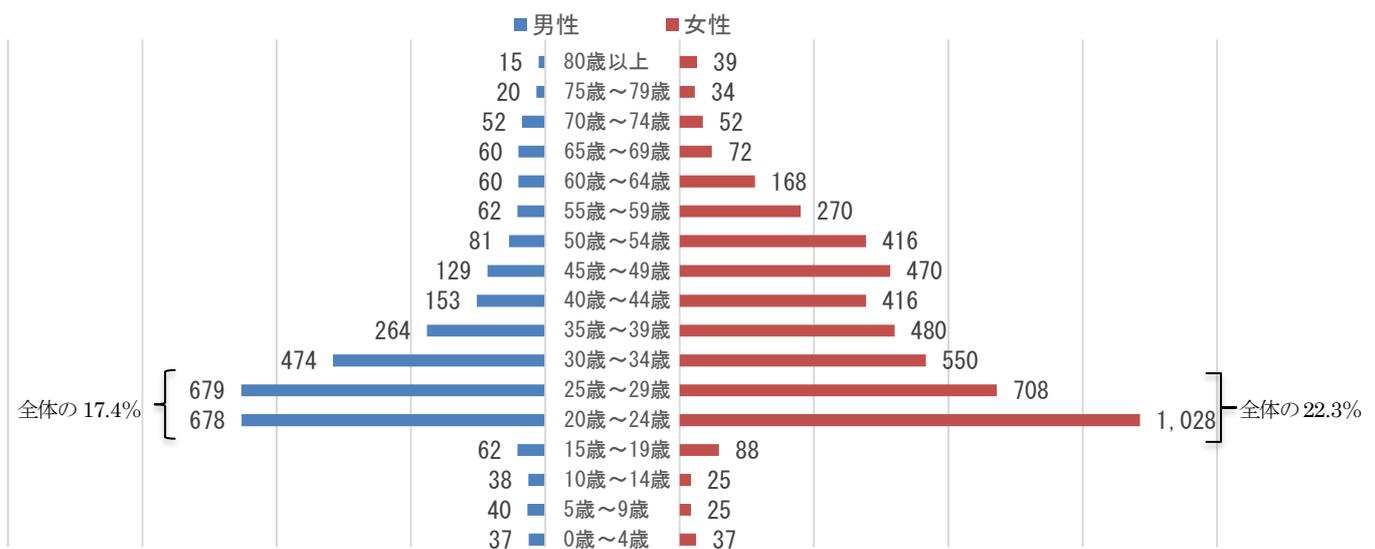
出典：法務省「在留外国人統計」

オ　市町村別

本県では、すべての市町村に在留外国人がおり、市町村別に見ると、令和２年（2020 年）12 月末現在で、盛岡市 1,629 人、一関市 853 人、北上市 768 人の順となっています。（図６）

図６　市町村別在留外国人数
（令和２年12月末現在）
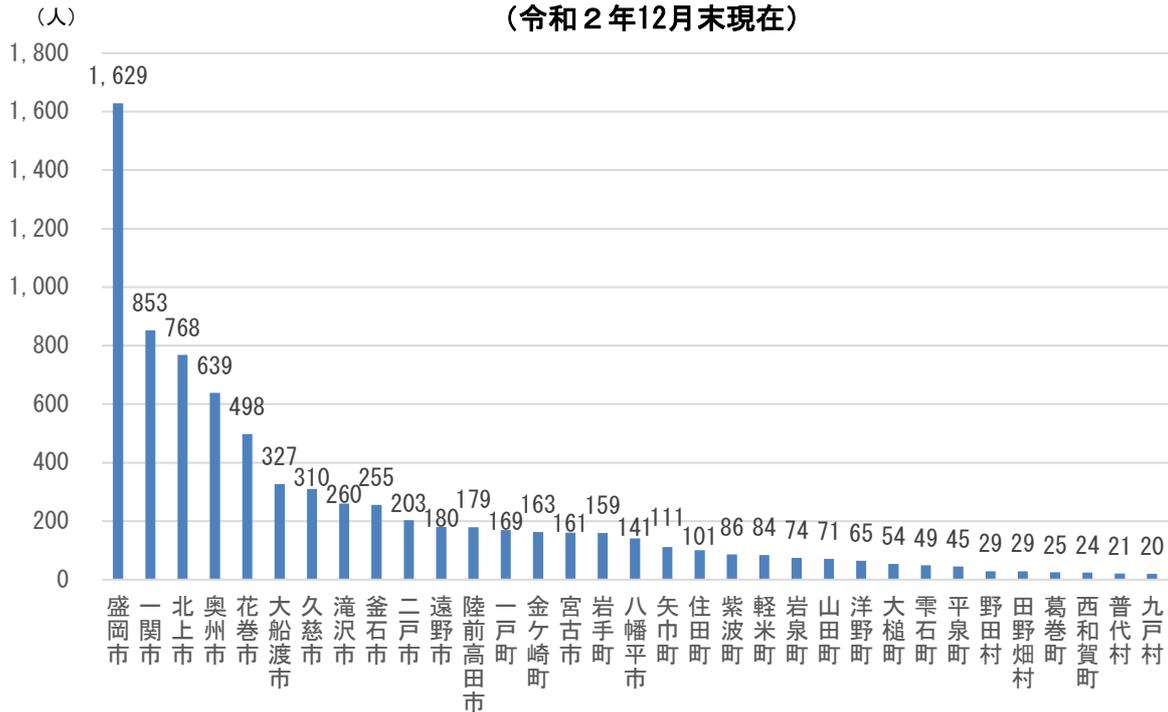
出典：法務省「在留外国人統計」

カ　労働者

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」によると、令和２年（2020 年）10 月末現在、県内で外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は 960 か所、外国人労働者数は 5,407 人となっており、いずれも平成 19 年（2007 年）からの雇用届出義務化以降、過去最高となっています。

外国人労働者を国籍別に見ると、ベトナムが全体の 36.0％を占め、次いで、中国 22.5％、フィリピン 17.3％、インドネシア 4.0％、アメリカ 3.5％などの順となっています。（図７）

在留資格別では、技能実習が全体の 63.0％を占め、次いで、身分に基づく在留資格 19.0％、専門的・技術的分野の在留資格 9.4％、資格外活動（留学含む）6.7％の順となっています。（図８）

身分に基づく在留資格	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
専門的・技術的分野の在留資格	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、介護、技能、特定技能

産業別では、製造業が全体の 54.8％を占め、次いで、農林業 8.4％、建設業 7.6％、卸売・小売業 6.5％、教育・学習支援業 5.7％などの順となっています。（図９）

外国人を雇用している事業所を規模別に見ると、30 人未満が 46.8％を占め、以下、30～99 人 30.9％、100～499 人 16.8％などの順となっています。（図 10）

図７　外国人労働者の国籍別割合
（令和２年 10 月末現在）
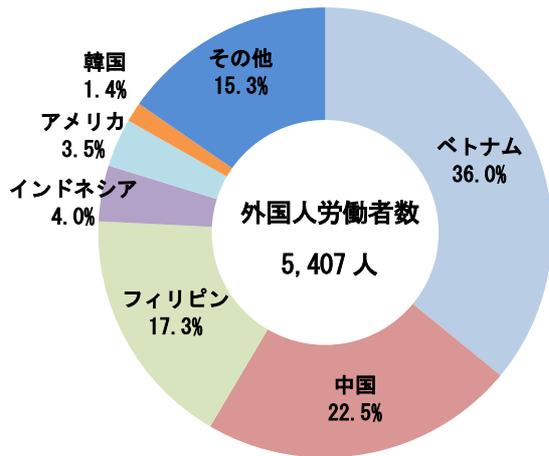
図８　外国人労働者の在留資格別割合
（令和２年 10 月末現在）
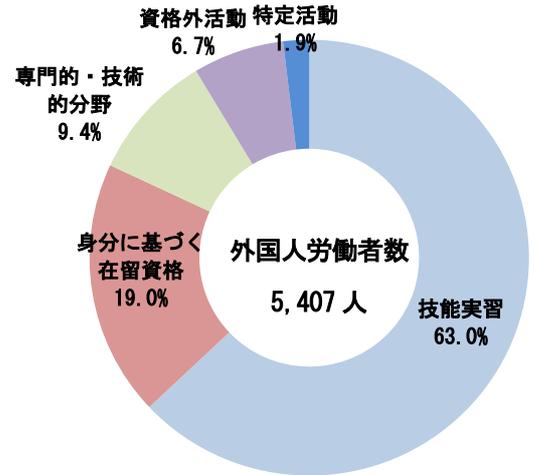
図９　外国人労働者の産業別割合
（令和２年 10 月末現在）
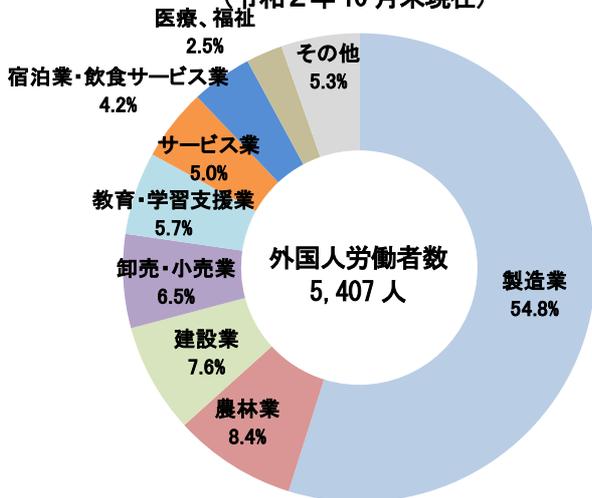
図 10　外国人労働者を雇用している事業所の
規模別割合（令和２年 10 月末現在）
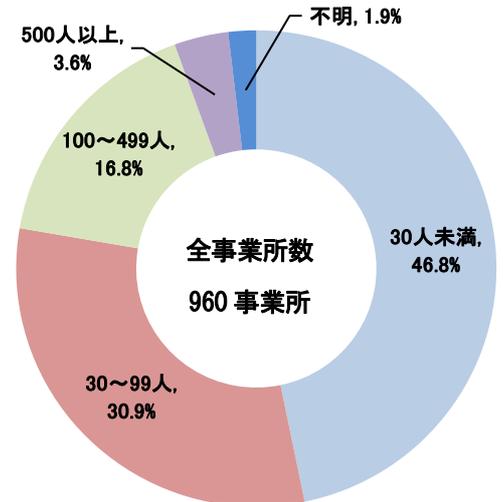
出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」

(2)　本県の日本語教育の状況

ア　現状

本方針の策定に当たり、県内の日本語教育の実態等を調査した結果の概要は次のとおりです。

（ア）市町村

a　市町村内における日本語教室について

域内に日本語教室がない市町村が半分以上あります。

有	15市町	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、金ケ崎町、一戸町 ※ 下線の市町は、行政の財政措置等がある教室。
無	18市町村	大船渡市、久慈市、八幡平市、葛巻町、紫波町、矢巾町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、洋野町※、田野畑村、普代村、野田村、九戸村 ※ 洋野町の日本語教室は現在休止中。

○　行政の財政措置等がある12市町の状況

内容	数	市町村
ア　市町村の主催（委託）	3	宮古市、釜石市、奥州市
イ　主催団体への財政支援（補助）	7	花巻市、遠野市、奥州市【再掲】、一関市、陸前高田市※、二戸市※、金ケ崎町 ※ 国際交流協会事務局を兼ねる
ウ　主催団体への支援 （会場提供、教材作成・配布・貸出等）	3	陸前高田市【再掲】、雫石町、一戸町
エ　主催団体への財政支援（ア、イ以外）	1	北上市（日本語学習支援を含む業務委託）

b　市町村において行政として実施する外国人住民に対する日本語教育に関連する事業について

・　12市町が、外国人住民に対する日本語教育関連事業を実施していると回答しました。

・　実施内容（複数回答可）は、他団体が開催する日本語教室に対する補助金等の交付（７市町）、他団体が開催する日本語教室への会場提供など（３市町）、日本語教室の主催（３市）などとなっています。また、その他（自由記載）として、日本語教室への後援承認、日本語学習支援を含む業務委託との回答がありました。

・　また、11市町が日本語教育に関連する予算措置をしており、その予算平均額は、285.1千円となっています（令和３年度、他業務を含む委託費、補助金を除く）。

c　今後必要と感じている事業や支援について

日本語教育人材の確保が最も多く、次いで、日本語教室に対する運営費の補助、日本語教室の開設・拡充、日本語教室・教育人材に関する情報提供などの回答が多く挙げられています。

【参考】日本語教育人材の役割について

文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」では、「日本語教育人材」について、日本語学習を希望する者に対して、「日本語を教える／日本語学習を支援する」活動を行う者とし、役割を以下の三つに整理されるとしています。

① 日本語教師

日本語学習者に直接日本語を指導する者

② 日本語教育コーディネーター

日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者

③ 日本語学習支援者

日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習を支援し、促進する者

（イ）市町村国際交流協会（23 団体が回答）

11 団体が日本語教室を主催しています。

a 協会として実施する外国人住民に対する日本語教育関連事業の有無について

- 13団体が、日本語教室の主催の他、教材の配布・作成・貸出、日本語教育人材の派遣や紹介などを行っています
- 実施内容（複数回答可）は、日本語教室の主催（11団体）、教材の配布・作成・貸出（４団体）、日本語教育人材の派遣や紹介（４団体）、日本語教育人材向けの研修会の開催（３団体）、日本語教育人材として活動したい方を登録する制度（３団体）などとなっています。

b 今後必要と感じている事業や支援について

日本語教育人材の確保が最も多く、次いで、日本語教室の開設・拡充、学習者の確保などが多く挙げられています。

（ウ）地域の日本語教室（教育機関や業として民間事業者が行うものを除く 26 教室）

a 教室の開催状況

- 教室の目的・方針は、教室により様々ですが、外国人住民の生活の支援、地域住民との交流促進、企業から外国人労働者への日本語教育の依頼への対応が多くなっています。
- 開催日は、参加しやすい休日に開催している教室が多く、日曜日の開催が 11 教室、土曜日の開催が３教室となっています。
- 開催頻度は、週に１回が 14 教室、月に２回が６教室となっています。
- 学習料金は、無料が 14 教室、有料が６教室となっています。有料の料金は、１

回ごとに 100 円から 500 円、月ごとに 100 円から 1,000 円の範囲です。

・ なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、中止・延期となったイベント（教室主催の交流会など）があるとする回答の他、感染対策のため、教室に来られなくなった学習者及び指導者がいるとする回答がありました。

b 学習者の状況

・ 学習者の人数は、20 人以上が４教室、10～19 人が４教室など様々で、全教室の平均人数は約８人となっています。

・ 学習者の国籍や職業は、教室により様々です。全体の傾向としては、国籍別では中国、ベトナム、フィリピン、職業別では技能実習生、会社員、日本人の配偶者が多くなっています。

c 指導の状況

・ １教室当たりの平均指導者数は約７人です。

・ 指導体制はマンツーマンの指導が 13 教室と最多ですが、学習者の人数が多い教室ではグループ形式を採用している教室が多くなっています。

d 学習者についての課題

・ 学習者の学習意欲が継続しないことや、交通事情や気象状況等により教室へ通い続けられなくなる学習者がいることを課題とする回答がありました。

e 指導者についての課題

・ 若い人材が少ないことに加え、指導に自信をなくしたり、家庭の事情により指導が続かなくなる指導者がいることを課題とする回答がありました。

・ 指導者に求める資質については、教室により様々です。日本語教育に関する研修受講実績を求める教室がある一方、日本語教育に関する知識よりは人生経験の豊かさや学習者のニーズの適切な把握、学習者に寄り添う心構えを求める教室も多く見られました。

f 今後希望する支援

・ 指導者及び学習者の確保、教室に通うことができない学習者のためのオンライン学習環境の整備、指導者の悩み相談や情報共有の機会の提供、ボランティアの負担軽減を求める声が挙げられました。

（エ）外国人県民（学習中の人、学習していない人 104 名の調査）

a 日本語を学習する理由・学習ニーズ

・ 学習の理由は、「日本語能力試験に合格したいから」、「仕事、プライベート含め

て日本語を使ってコミュニケーションをとれるようになりたいから」（技能実習生）、「日本での生活に必要だから」（永住者）とする回答が多くありました。

・ また、「子どもとの会話をスムーズにできるようにするため」（子どもを持つ学習者）、「就職、研究に必要だから」（就職希望の学習者、大学院生）といった回答もありました。

・ 学習ニーズは、会話の練習を求める人、日本語能力試験対策として文法や漢字の学習を求める人など、学習者により様々となっています。

b 日本語学習で困っていること

・ 「学習時間の確保」、「身近に教えてくれる人がいない」との回答がありました。

・ 苦手な学習内容として、「漢字」を挙げた人が最多で、その他「方言」や「敬語」、「会話」が苦手とする回答もありました。

・ また、居住する地域に日本語教室がないため、やむを得ず域外の日本語教室に通っているとする学習者もいました。

c 地域の日本語教室や日本語学校以外の学習方法

・ 独学が多く、スマートフォンを使った学習（アプリ、YouTube 視聴）をしている学習者も多く見られました。

d 日本語教室に通い始めた理由

・ 知り合いや勤めている会社からの勧めという回答が多くありました。

e 日本語学習をしていない理由

・ 永住者を中心に「日本語ができるから（日本語で困っていない）」といった回答が最多で、次いで「学習方法が分からないから」、「日本語教室が近くにないから」との回答がありました。

（オ）事業所（外国人労働者雇用実態調査、巡回ヒアリング等延べ 382 者）

a 外国人の雇用動機・今後の雇用希望の有無

・ 令和元年度に実施した外国人労働者雇用実態調査では、外国人を雇用している 327 事業所のうち、73.7％が雇用動機として「人手不足対応」を挙げています。

・ 今後の雇用については、回答事業所（外国人雇用のない者含む）のうち、「未定」が 39.4%を占め、「雇用するつもりがない」が 37.9%、「雇用したい（継続含む）」が 20.2%でした。雇用を希望しない理由としては、「言葉等の問題」が 42.8%を占め、日本語教育に関する課題が明らかとなりました。（図 11）

図 11　雇用希望しない理由
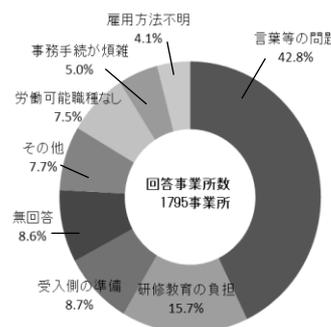
出典：（公財）岩手県国際交流協会「外国人労働者雇用実態調査」

b 外国人労働者の日本語レベル、事業所の日本語学習支援の状況

・ 外国人を雇用している 327 事業所のうち、外国人労働者の日本語レベルについては、「業務に支障なし」が 71.3%を占め、「業務に支障あり」は 17.4%でした。

・ 日本語学習支援については、「特に行っていない」が 56.3%を占め、「自習」が 14.4%、「その他支援」が 13.8%などでした。（図 12）

図 12　日本語学習支援
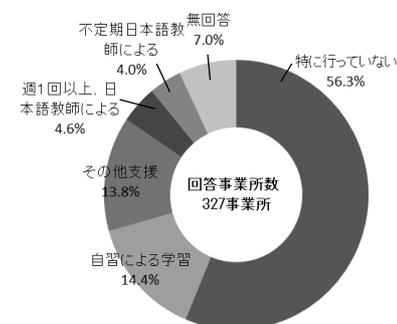
出典：（公財）岩手県国際交流協会「外国人労働者雇用実態調査」

c　日本語学習支援の要望

・ 上記ｂの結果にも関わらず、42 社に対する追加ヒアリングでは、流れ作業等の見て分かる作業は支障がないが細かいニュアンスが伝わらない場合や、本当は理解していないのに「はい」と答える場合が多いことなどから、近隣での日本語教室の開催や日本語教師の派遣など、日本語学習支援を希望する事業所が多くありました。

・ このほか外国人雇用事業所や監理団体に対する巡回ヒアリング等では、日本語学習の教材を探すのが大変という声や、日本語が理解できないと確実な仕事ができないため塾などを開催してほしい、日本語の勉強について公的な支援が欲しいなどの声が寄せられています。

・ また、相互理解のための地域住民との交流イベントの希望も挙げられました。

d　その他

・ 全体として、日本語が出来なくても支障がないとする事業所と、日本語が出来ないことにより指示伝達等に支障があるとする事業所があり、各事業所における日本語教育にも差が生まれています。

・ また、外国人労働者（技能実習生の場合）側も、母国での学習習慣の違いや実習期間終了後の目標の違いなどによって、学習意欲やニーズも様々となっています。

（カ）日本語教育有識者

本県の日本語教育推進に当たっては、日本語教育に係る県内有識者から主に以下の意見が寄せられています。

ａ　本県の特徴への配慮

・ 本県は、各市町村に外国人が散在し他県の外国人集住地域とは違う特徴があるため、オンラインの活用など本県なりにできる方策を探る必要があります。

ｂ　日本語教室と学習者のニーズのマッチング

・ 学習者が学びたいことと、地域の日本語教室側が提供できることが一致していないという例がよくあります。外国人県民等のニーズと地域の日本語教室が提供できることをいかにマッチングしていくかが重要になります。

ｃ　教育人材の役割の明確化

・ 現状、様々な役割を担っているボランティアだけに頼るのではなく、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター[2]、日本語学習支援者の役割分担を明確にして日本語教育を進めていく必要があります。

・ ボランティアに必要以上に負担がかからない仕組みなどを作っていくことが必要です。

ｄ　事業者との連携

・ 技能実習生については、雇用する事業者が参画しやすい仕組みづくりや、優良事業者の紹介などによる日本語教育実施の啓発の取組が必要です。

ｅ　多文化共生の環境づくり

・ 日本語学習においては、日本人の基準で進めるのではなく、学習者が言おうとしていることを理解する努力や、平易な表現への言い換えによって歩み寄ることが重要であるため、そのような多文化共生の考え方や実践方法を県民に学んでいただくことも必要です。

---

[2] 地域日本語教育コーディネーター：地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成・実施及び日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との連携・調整に携わる日本語教育人材を指します。

イ　課題

調査の結果から課題を整理すると次のとおりです。

（ア）日本語学習機会の提供・拡充に関する課題

- 日本語学習の意欲はあるものの、居住する市町村に日本語教室がないなど、日本語教育の環境がない外国人県民等に対しては、日本語学習の機会を提供していく必要があります。
- 生活や仕事の都合と日本語教育の実施日程が合わないことや、気象状況や交通事情により日本語教室へ通うことができない場合への対応が必要です。
- 日本語学習者の中にも日本語学習のニーズや目的、日本語能力の違いが見られ、学習希望者の多様なニーズやレベルに対応した学習機会の提供が必要です。

（イ）教育人材の確保・育成に関する課題

- 継続的な日本語教室の運営には、日本語教育人材を確保し、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者といった日本語教育人材の間での適切な役割分担のもと、定着させることが必要です。
- 日本語教育の新たな担い手の確保や、学習者の多様なニーズやレベルに対応していくための資質向上が必要となります。
- 地域の日本語教室の様々な担い手に対する相談・支援体制の確保が必要です。

（ウ）県民の理解と関心の増進に関する課題

- 外国人県民等を受入れる側においても、日本語教育に関する理解に加え、相手の文化や考え方を尊重する姿勢が求められ、多文化共生理念の普及が必要です。
- 技能実習生をはじめとする外国人労働者へ日本語教育を提供するに当たっては、雇用主である事業者の協力が重要です。
- また、日本語教室をはじめ各種生活情報の周知、外国人労働者等が地域行事等へ参加する際などに、事業者の理解や配慮が図られる必要があります。

（エ）日本語学習に関する情報発信に関する課題

- 外国人県民等を雇用する事業者の中には、地域の日本語教室などの学習環境の情報が不足している場合があるほか、市町村国際交流協会等では、教材などの情報提供を求めており、適切に対応していく必要があります。

【参考】国の動向

全国の在留外国人数は、平成２年（1990 年）の約 105 万人から令和２年（2020 年）12 月末の約 288 万人へと約 2.7 倍に増加しています。

国では、平成 31 年（2019 年）４月からの新たな外国人材の受入れ制度のスタートに合わせ、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」をとりまとめ（令和３年６月改

訂)、その中で生活者としての外国人に対する支援として、日本語教育の充実を掲げました。

令和元年（2019 年）６月、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）が施行され、令和２年（2020 年）６月には同法に基づき「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が定められました。同法では、地方公共団体に対し、国の方針を参酌し、地域の実情に応じた基本的な方針を定めるよう規定しています。

また、令和２年（2020 年）９月には、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を平成 18 年（2006 年）３月の策定以降初めて改訂し、日本語教育の推進とその体制の整備が明記されました。

３　日本語教育の推進の基本的な方向

(1)　施策の方向性

人口減少が進む本県において、増加傾向にある外国人県民等は、日本人県民にとって共に地域づくりに取り組んでいく重要なパートナーであり、今後、その重要性は更に増していくものと考えられます。

こうした外国人県民等が仕事や生活で不便を感じることなく、地域で生き生きと暮らしていくためには日本語を習得できるようにすることが大変重要であり、受け入れる地域においては、多文化共生理念の理解を深めることが求められます。

また、施策を進めるに当たっては、技能実習生の比率が高いなど、まずは生活に必要な基本的な日本語能力が求められるケースが多いという特徴、広い県土のすべての市町村に外国人県民が在住しているといった本県の実情に留意する必要があります。

こうしたことを踏まえ、県、市町村、国際交流協会、地域の日本語教室、外国人労働者を雇用する事業者等の各主体が連携しながら、本県で暮らすすべての外国人県民等に共通する「生活者」の側面に着目した日本語教育を推進していきます。

～ 目指す姿 ～

「希望する人、必要なすべての外国人県民等が日本語を学ぶことができ、地域で支え合い、共に発展する岩手」

～ 外国人県民向けキャッチフレーズ ～

「いっしょに学(まな)ぼう日本語(にほんご)、いっしょに暮(く)らそう岩手県(いわてけん)」

～施策の方向性～

（１）　日本語学習機会の提供・拡充

日本語学習を希望する外国人県民等が、環境や能力に応じて学習できるよう、日本語学習機会の提供・拡充に取り組みます。

（２）　教育人材の確保・育成

効果的かつ安定的な日本語教育を継続して提供できるよう、日本語教育を担う人材の確保・育成に取り組みます。

（３）　県民の理解と関心の増進

外国人県民等が地域社会の一員として共生できるよう、日本語教育を含む多文化共生理念の普及啓発に取り組みます。

（４）　日本語学習に関する情報発信

外国人県民等や日本語教育に携わる関係者が必要な情報にアクセスできるよう、情報の収集と発信に取り組みます。

⑵　県の責務

県は、本方針に基づき、全県的視野から広域的な課題への対応、情報収集や提供、先導的な取組などを推進するとともに、関係主体それぞれが連携して期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

⑶　市町村に期待される役割

市町村は、地域住民として生活する外国人県民にとって最も身近な基礎自治体として、地域の国際交流協会や日本語教室等と連携し、日本語教育体制の整備等をしていくことが期待されます。

⑷　事業者に期待される役割

外国人労働者を雇用する事業者は、外国人労働者が地域の一員であることを踏まえ、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習機会の提供や学習支援に努めることが期待されます。

⑸　関係機関・団体の連携強化

県内における地域日本語教育が適切に行われるためには、日本語教育や外国人県民等に関わる機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要です。

県は、市町村や国際交流協会、外国人労働者を雇用する事業者、外国人県民等の支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や、必要な体制の整備に努めます。

特に、（公財）岩手県国際交流協会は、県の国際交流や多文化共生に関する取組を担う中核的組織として、県をはじめとする関係機関と緊密に連携し、必要な取組を進めることが期待されます。

4　日本語教育の推進の内容に関する事項

ここでは、目指す姿の実現に向けて、今後５年間で取り組む４つの主な施策の具体的な方向性と取組内容の例を掲げています。

これらの施策を着実に推進していくため、県、市町村、国際交流協会、国際交流関係団体、企業・関係機関団体、大学、学校、県民など様々な活動主体が期待される役割を担い、一体となって取り組んでいきます。

なお、各主体に期待される具体的な取組の例は、「５　日本語教育の推進体制」に示しています。

(1)　日本語学習機会の提供・拡充

～日本語学習を希望する外国人県民等が、環境や能力に応じて学習できるよう、日本語学習機会の提供・拡充に取り組みます。～

ア　日本語教室空白地域における教室開設

- 県内の全市町村に外国人県民等が居住していますが、物理的に日本語教室がある市町村は 15 市町となっており、半数以上の市町村には日本語教室がありません。
- 日本語学習の意欲はあるものの、日本語教育の環境がない「日本語教室空白地域[3]」に居住する外国人県民等に対しては、日本語学習の機会を提供していく必要があります。
- また、地域の日本語教室は日本語を学ぶ場であると同時に、地域住民との交流を行う場にもなっており、外国人県民等にとって地域社会との接点として重要な役割を担っています。
- 日本語教室空白地域のうち、外国人県民等が多い地域など日本語教育のニーズが特に高い地域において日本語教室が開設され、継続的かつ安定的な運営がされるよう取り組んでいきます。

（取組内容の例）

○　日本語教室空白地域において、日本語教室の開設、継続的な運営がなされるよう開設主体への支援を行います。

○　日本語教室開設の機運が高まるよう、多文化共生社会や日本語教育をテーマとしたセミナー等を開催します。

○　日本語教室空白地域に住む外国人県民等や、地域の日本語教室に通うことができない外国人県民等向けに、オンライン環境を活用した学習講座を開催します。

---

[3] 日本語教室空白地域：一定数の外国人が在住しているが、日本語教室が開催されていない市区町村を指します。（「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和２年６月 23 日閣議決定）における定義。）

イ　容易にアクセスできる多様な学習機会の提供

・　日本語教室空白地域に住む学習者、学習希望者は、域外の日本語教室への通学や独学等により日本語学習に取り組むことになります。

・　また、日本語教育が実施されている地域に居住する外国人県民等の中には、生活や仕事の都合と日本語教育の実施日程が合わないことや、気象状況や交通事情により日本語教室へ通うことができない方がいます。

・　このような方々を含め、学習を希望するすべての外国人県民等が容易にアクセスできる多様な学習機会が提供されるよう取り組みます。

（取組内容の例）

○　日本語教室空白地域に住む外国人県民等や、地域の日本語教室に通うことができない外国人県民等に向け、オンライン環境を活用した学習講座を開催します。（再掲）

○　「いわて日本語学習コンテンツ[4]」などのＩＣＴ教材の普及を行います。

ウ　学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供

・　日本語学習者の中には、買い物、通院といった生活の場面で必要な「会話」や、日本語能力試験合格に必要な「文法」など、日本語学習のニーズや目的の違いが見られます。

・　また、「話し言葉」は理解できるものの、「読み書き」が不得手など、日本語能力の違いもあります。

・　ニーズやレベルと合わない日本語教育の提供は、学習者の意欲低下にもつながることから、学習希望者の多様なニーズやレベルに対応した学習機会が提供されるよう取り組みます。

（取組内容の例）

○　学習者のニーズやレベルの把握に役立つツールや情報の提供・紹介を行います。

○　文化庁「生活者としての外国人に対する標準カリキュラム案」など、日本語教室の学習者のニーズやレベル、教育人材の状況に応じた教案モデルの提供・紹介に取り組みます。

○　個々の日本語教室では対応しがたいニーズ、レベルの学習機会の創出を支援します。

[4] いわて日本語学習コンテンツ：岩手について学びながら日本語を習得できるよう支援するコンテンツとして、（公財）岩手県国際交流協会が令和２年度に作成し、公開されています（県補助事業）。文化庁が作成した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」では扱われない「岩手の生活場面」に焦点を当てた内容です。

(2)　教育人材の確保・育成

～効果的かつ安定的な日本語教育を継続して提供できるよう、日本語教育を担う人材の確保・育成に取り組みます。～

ア　教室の性格に応じた教育人材の役割の明確化

・　地域の日本語教室には、日本語という語学を体系的に学ぶ場という性格と、地域住民との接触・交流を通じて日本語、地域事情を学ぶとともに相互理解を促進する場という性格があります。その中で、現在、地域の日本語教室の多くは、その性格に関わらず、ボランティアが様々な役割を担い、運営・指導が行われていますが、個々の事情に配慮しつつ、その状況を改善することが必要となっています。

・　教室の性格や地域の実情に応じて、日本語教師、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者といった日本語教育人材による効率的な役割分担のもと、日本語教育が実施されるよう取り組みます。

・　学習者にとっても、日本語学習のニーズやレベルに合った日本語教育人材から指導を受けることにより、効果的・効率的に学習を進めることが期待されます。

（取組内容の例）

○　支援を必要とする日本語教室に対し、専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）による助言や運営支援に取り組みます。

○　各地域における日本語教育人材の状況に応じた日本語教育推進モデルの提案に取り組みます。

【参考】日本語教育人材の役割について（再掲）

文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」では、「日本語教育人材」について、日本語学習を希望する者に対して、「日本語を教える／日本語学習を支援する」活動を行う者とし、役割を以下の三つに整理されるとしています。

①　**日本語教師**

日本語学習者に直接日本語を指導する者

②　**日本語教育コーディネーター**

日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者

③　**日本語学習支援者**

日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習を支援し、促進する者

イ　教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充

・　現状、地域の日本語教室においては、ボランティアが様々な役割を担っており、新たな担い手の確保や定着が必要となっています。

・　また、学習者の多様なニーズやレベルに対応していくためには、日本語教育人材の資質向上が必要となります。
・　イベントや研修等の拡充を通じて、日本語教育人材の役割の周知を図りながら、人材の掘り起こしや資質向上に向けて取り組みます。また、地域で独自に専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）を確保することが困難な場合、必要な支援に取り組みます。

（取組内容の例）

○　国際交流イベント等を通じ、日本語教育に対する関心を高めてもらうことで、日本語教育に関わる人材を増やします。
○　（公財）岩手県国際交流協会「日本語サポーター[5]」の登録拡充を進めます。
○　日本語教育人材のレベルに応じた研修機会を提供します。
○　ＩＣＴを活用した日本語学習コンテンツの普及、多言語版学習教材の活用など、より効果的な指導に向けた取組を行います。
○　支援を必要とする日本語教室に対し、専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）による助言や運営支援に取り組みます。（再掲）

ウ　教育人材の相談・支援体制の確保

・　地域の日本語教室の担い手の中には、活動に当たって疑問や不安を抱えている方々もいます。
・　日本語教育人材の定着やより効果的な指導につなげるため、相談・支援体制を確保する必要があります。

（取組内容の例）

○　支援を必要とする日本語教室に対し、専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）による助言や運営支援に取り組みます。（再掲）
○　日本語教育人材同士が情報・課題の共有を行うための研修会を開催します。

(3)　県民の理解と関心の増進

～外国人県民等が地域社会の一員として共生できるよう、日本語教育を含む多文化共生理念の普及啓発に取り組みます。～

ア　県民向け多文化共生理念の普及

・　外国人県民等が地域社会で生活、活躍していくためには、互いに円滑にコミュニケーシ

[5] 日本語サポーター：（公財）岩手県国際交流協会の登録制の制度です。日本語サポーターは県内在住外国人からの依頼に応じて日本語の指導や学習の補助をします。登録に当たっては、①日本語教育の学習経験（当協会主催の講習等も含む）または日本語の指導経験があること、②岩手県内に居住し 18 歳以上であること、③メールアドレスがあることが条件となっています。

ョンができることが大切であり、その点で日本語教育は多文化共生社会を築く基盤のひとつと言えます。

・ 外国人県民等が積極的に地域住民とコミュニケーションを取りたいと思えるようにするためには、受入れる側においても、日本語教育に関する理解に加え、相手の文化や考え方を尊重する姿勢が求められます。

・ また、災害時をはじめ、外国人とのコミュニケーションにおいては、「やさしい日本語」が有用とされています。

・ 県民に対して、日本語教育の重要性とともに、多文化共生理念の普及に取り組みます。

（取組内容の例）

○ 市町村等で行う市民講座や地域活動などへの参加を外国人県民等に呼びかけるとともに、講座等において外国人県民等を講師として活用するなど、相互理解を深めます。

○ 市町村や国際交流協会、地域住民、留学経験者、外国人県民等を対象とする国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会を開催します。

○ 外国人県民等への日本語教育の重要性について、理解を深めるための情報発信を行います。

○ やさしい日本語の普及のための研修会を開催します。

【参考】「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成 25 年２月 18 日 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）

日本語教育を推進する意義について

・ 外国人が日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようにする。これは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである。

・ 日本語による円滑なコミュニケーションを実現し、住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。

・ 地域住民が日本語教育に関わることを通じ、その生きがいや自己実現につながるとともに、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながる。

・ 日本語は、日本の文化の基盤であり、日本の文化そのものと言え、日本の文化や日本に対する外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築にもつながる。

・ 日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国として我が国の評価や魅力を高めることにつながる。

イ　事業者との連携

・ 本県の外国人県民等の約４割は技能実習生となっており、技能実習生をはじめとする外国人労働者へ日本語教育を提供するに当たっては、雇用主である事業者の協力が重要です。

・ 日本語教室や、域内のイベント、生活に関する情報は、事業者を介した周知が効果的で

あると考えられ、また、外国人労働者が地域行事等へ参加する際には事業者の理解や配慮が必要であることから、日本語教育や外国人県民等支援に関わる機関と事業者との連携が図られるよう取り組んでいきます。

（取組内容の例）

○　事業所内における日本語学習機会の創出、実施支援に取り組みます。

○　事業者における日本語教育の実施に当たり、連携できる日本語教育機関、活用できる日本語教育人材や有用な学習教材等に関する情報提供に取り組みます。

○　外国人労働者に対する日本語教育の優良事例の紹介など、事業者における外国人労働者の教育担当向けの研修会を開催します。

○　事業者と連携し、地域住民と外国人県民等の交流機会の創出に取り組みます。

(4)　日本語学習に関する情報発信

～外国人県民等や日本語教育に携わる関係者が必要な情報にアクセスできるよう、情報の収集と発信に取り組みます。～

・　外国人県民等を雇用する事業者の中には、地域の日本語教室などの学習環境の情報が不足している場合があるほか、市町村国際交流協会等では、教材などの情報提供を求めています。

・　有用な教材や他地域の優良事例や、連携方策、活用可能な支援制度やツール等について知ることによって、より充実した日本語教育の実施が期待されることから、日本語学習に関する情報の収集と発信に取り組みます。

・　市町村や市町村国際交流協会に対し、地域における日本語教育推進の取組を実施するに当たり、活用可能な補助制度や人材等に関する情報発信に、より一層取り組みます。

（取組内容の例）

○　住民票の届出等の機会を捉え、外国人県民等に対し、日本語教室の開催情報を提供します。

○　（公財）岩手県国際交流協会リソースバンクＨＰや、国際交流関係機関による会議の場などを活用し、日本語教室や事業者等が活用可能な日本語教育人材、利用可能な制度等に関する情報を発信します。

○　会議や研修会の場を活用し、市町村や市町村国際交流協会、日本語教育人材等に対し、学習教材や国の動向、他地域の優良事例、活用可能な補助制度等に関する情報を発信します。

５　日本語教育の推進体制

日本語教育の推進に当たっては、県や市町村、国際交流協会、事業者、国際交流関係団体、大学、学校、県民等が連携・協力し合い、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいく必要があります。そこで、本県における日本語教育に関係する機関及びその役割を以下のように整理します。

※　「主な役割の例」は、各主体の役割をイメージするための例示です。地域の実情に応じて各主体が連携・協力し合いながら進めていく取組であることから、役割が固定されない場合や複数の主体が同じ役割を担う場合が考えられます。

(1)　県の主な役割

県は、本方針に基づき、全県的視野から広域的な課題への対応、情報収集や提供、先導的な取組などを推進するとともに、関係主体それぞれが連携して期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

施策の方向性	主な取組の例
１　日本語学習機会の提供・拡充	**（日本語教室空白地域における教室開設）** ・日本語教室開設を計画する主体への支援 ・専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）の派遣 ・日本語教室開設へ向けたセミナー等の開催 ・地域の状況に応じた日本語講座の開催（オンライン、対面等） **（容易にアクセスできる多様な学習機会の提供）** ・オンライン環境等を活用した日本語講座の開催 ・「いわて日本語学習コンテンツ」等のＩＣＴ教材の普及 **（学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供）** ・県内の日本語教育の実施状況、ニーズ状況の把握 ・ニーズ、レベルに応じた教材やツール等の情報提供 ・初級日本語講座の開催
２　教育人材の確保・育成	**（教育人材の役割の明確化）** ・専門的人材による日本語教室、日本語教育人材への助言 ・専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）の派遣【再掲】 **（教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充）** ・初心者研修の開催 ・ブラッシュアップ研修の開催 ・講師派遣による市町村等の研修への支援

	・ 日本語教育に役立つコミュニケーション講座の開催 ・ 文化庁「生活者としての外国人に対するカリキュラム案」等の普及 ・ 「いわて日本語学習コンテンツ」の普及【再掲】 ・ 専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）の派遣【再掲】 **（教育人材の相談・支援体制の確保）** ・ 専門的人材による相談体制の確保 ・ 専門的人材による日本語教室、日本語教育人材への助言【再掲】 ・ 教育人材同士の情報交換会・研修会の開催
3　県民の理解と関心の増進	**（県民向け多文化共生理念の普及）** ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催 ・ 外国人県民等の多文化共生社会づくりの意識醸成 ・ やさしい日本語の普及 **（事業者との連携）** ・ 事業所内における日本語教育実施への支援 ・ 日本語教育関係機関と事業者のネットワークづくり支援 ・ 活用可能な日本語教育人材や教材、制度等の情報提供 ・ 外国人労働者への日本語教育の優良事例等の紹介 ・ 事業者における外国人労働者の教育担当者向け研修会の開催
4　日本語学習に関する情報発信	・ 外国人県民等向け日本語教室の開催情報提供 ・ 外国人県民等及び日本語教育人材向け、教材等の情報提供 ・ 日本語教室及び事業者向け活用可能な人材や制度等の情報提供 ・ 市町村及び市町村国際交流協会向け、教室開設の事例、予算化の事例、活用可能な補助制度等の情報提供

⑵　関係主体に期待される役割の例

関係主体それぞれに期待される役割は、次のとおりです。

ア　市町村

市町村は、地域住民として生活する外国人県民等にとって最も身近な基礎自治体として、地域の国際交流協会や国際理解関係団体等と連携し、域内の日本語教育体制の整備等をしていくことが期待されます。

【市町村に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	（日本語教室空白地域における教室開設） ・ 日本語教室の開設、充実、運営支援 ・ 日本語教室開設主体への支援 ・ オンライン環境を活用した日本語講座の開催 （容易にアクセスできる多様な学習機会の提供） ・ オンライン環境を活用した日本語講座の開催【再掲】 （学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供） ・ 域内の日本語教育実施状況、ニーズ状況の把握
2　教育人材の確保・育成	（教育人材の役割の明確化） ・ 専門的人材の確保 （教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充） ・ 国際理解、多文化共生に関するセミナー開催を通じた人材の掘り起こし ・ 日本語教育人材向け研修の開催、拡充 （教育人材の相談・支援体制の確保） ・ 専門的人材による助言機会等の確保
3　県民の理解と関心の増進	（県民向け多文化共生理念の普及） ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催 ・ 地域における多文化共生のキーパーソンへの働きかけ ・ やさしい日本語の普及 ・ 市民講座等への外国人県民等の参加勧奨と講師への活用 ・ 交流機会の提供・参加勧奨 （事業者との連携） ・ 事業所内における日本語教育実施への協力 ・ 地域住民と外国人県民等の交流機会の共催
4　日本語学習に関する情報発信	・ 住民届の機会などを活用した日本語教室開催情報等の発信 ・ 地域行事等に関する情報発信

イ　事業者

外国人労働者を雇用する事業者は、外国人労働者が地域の一員であることを踏まえ、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習機会の提供や学習支援に努めることが期待されます。

【事業者に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	（容易にアクセスできる多様な学習機会の提供） ・ 事業所内における日本語教育の実施 （学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供） ・ 仕事に関係する日本語研修の開催
3　県民の理解と関心の増進	（県民向け多文化共生理念の普及） ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会への参加勧奨 ・ 従業員である外国人県民等の多文化共生社会づくりの意識醸成 ・ 地域住民と外国人県民等の交流機会の共催 ・ やさしい日本語研修会等への参加 （事業者との連携） ・ 日本語学習環境の充実 ・ 従業員である外国人県民等の日本語学習への配慮・支援 ・ 外国人労働者への日本語教育の優良事例等の紹介の場や、外国人労働者の教育担当者向け研修会への参加

ウ　県国際交流協会

（公財）岩手県国際交流協会は、県の国際交流や多文化共生に関する取組を担う中核的組織として、県と緊密に連携し、必要な取組を進めていきます。

【県国際交流協会に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	（日本語教室空白地域における教室開設） ・ 日本語教室開設に関心を持つ地域、団体への働きかけ ・ 日本語教室開設を計画する主体への支援 ・ 専門的人材（日本語教師、地域日本語教育コーディネーター等）の派遣 ・ 日本語教室開設へ向けたセミナー等の開催 ・ 地域の状況に応じた日本語講座の開催（オンライン、対面等） （容易にアクセスできる多様な学習機会の提供） ・ オンライン環境等を活用した日本語講座の開催 ・ 「いわて日本語学習コンテンツ」等のＩＣＴ教材の普及

	（学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供） ・ 県内の日本語教育の実施状況、ニーズ状況の把握 ・ ニーズ、レベルに応じた教材やツール等の情報提供 ・ 初級日本語講座の開催
２　教育人材の確保・育成	**（教育人材の役割の明確化）** ・ 専門的人材による日本語教室、日本語教育人材への助言 ・ 専門的人材の派遣【再掲】 **（教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充）** ・ 日本語サポーターの登録拡充 ・ 国際交流イベントを通じた人材の掘り起こし ・ 初心者研修の開催 ・ ブラッシュアップ研修の開催 ・ 講師派遣による市町村等の研修への支援 ・ 日本語教育に役立つコミュニケーション講座の開催 ・ 文化庁「生活者としての外国人に対するカリキュラム案」等の普及 ・ 「いわて日本語学習コンテンツ」の普及【再掲】 **（教育人材の相談・支援体制の確保）** ・ 専門的人材による相談体制の確保 ・ 専門的人材による日本語教室、日本語教育人材への助言【再掲】 ・ 教育人材同士の情報交換会・研修会の開催
３　県民の理解と関心の増進	**（県民向け多文化共生理念の普及）** ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催 ・ 外国人県民等の多文化共生社会づくりの意識醸成 ・ やさしい日本語の普及 **（事業者との連携）** ・ 事業所内における日本語教育実施への支援 ・ 日本語教育関係機関と事業者のネットワークづくり支援 ・ 活用可能な日本語教育人材や教材、制度等の情報提供 ・ 外国人労働者への日本語教育の優良事例等の紹介 ・ 事業者における外国人労働者の教育担当者向け研修会の開催
４　日本語学習に関する情報発信	・ 外国人県民等向け日本語教室の開催情報収集・提供 ・ 外国人県民等及び日本語教育人材向け、教材等の情報収集・提供

	・ 日本語教室及び事業者向け活用可能な人材や制度等の情報収集・提供 ・ 市町村及び市町村国際交流協会向け、教室開設の事例、予算化の事例、活用可能な補助制度等の情報提供

エ　市町村国際交流協会

市町村国際交流協会は、人的資源や活動状況などの実情に応じて県国際交流協会、市町村、地域の日本語教室開設主体等と連携・協働し、域内の外国人県民等とのネットワークを活用しながら、日本語教育の推進を図ることが期待されます。

【市町村国際交流協会に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	（日本語教室空白地域における教室開設） ・ 日本語教室の開設、充実、運営 ・ 日本語教室開設主体への支援 ・ オンライン環境を活用した日本語講座の開催 （容易にアクセスできる多様な学習機会の提供） ・ オンライン環境を活用した日本語講座の開催【再掲】 （学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供） ・ 域内の日本語教育実施状況、ニーズ状況の把握
2　教育人材の確保・育成	（教育人材の役割の明確化） ・ 専門的人材の確保 （教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充） ・ 国際理解、多文化共生に関するセミナー開催を通じた人材の掘り起こし ・ 日本語教育人材向け研修の開催、拡充 （教育人材の相談・支援体制の確保） ・ 専門的人材による助言機会等の確保
3　県民の理解と関心の増進	（県民向け多文化共生理念の普及） ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催 ・ 地域における多文化共生のキーパーソンへの働きかけ ・ やさしい日本語の普及 ・ 市民講座等への外国人県民等の参加勧奨と講師への活用 ・ 地域住民と外国人県民等の交流機会の共催 （事業者との連携） ・ 事業所内における日本語教育実施への協力

4　日本語学習に関する情報発信	・ 市町村と連携した教室開催情報等の発信 ・ 主催する行事等に関する情報発信

オ　地域の日本語教室

地域の日本語教室は、設置目的や活動内容は様々ですが、外国人県民等が生活に必要な日本語学習を支援する場であると同時に、外国人県民等と地域住民が交流し、相互理解を深める場として、運営を継続していくことが期待されます。

【地域の日本語教室に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	**（容易にアクセスできる多様な学習機会の提供）** ・ オンライン環境を活用した日本語講座の開催 **（学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供）** ・ 市町村や市町村国際交流協会と連携した、域内の日本語教育に関するニーズ把握 ・ 学習者との対話によるニーズ把握 ・ 把握したニーズに応じた学習内容の実践
2　教育人材の確保・育成	**（教育人材の役割の明確化）** ・ 専門的人材の活用 **（教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充）** ・ 日本語教育人材向け研修への参加 **（教育人材の相談・支援体制の確保）** ・ 専門的人材との相談、教育人材同士の情報共有機会の確保や研修への参加
3　県民の理解と関心の増進	**（県民向け多文化共生理念の普及）** ・ 外国人住民と地域住民との交流機会の共催 **（事業者との連携）** ・ 事業者からの依頼に応じた日本語教室の開催
4　日本語学習に関する情報発信	・ 市町村と連携した教室開催情報の発信

カ　日本語教育機関

本県には複数の専門学校日本語課程があり、留学生等を対象に専門的な日本語教育が提供されています。事業者やその他の団体等が専門的な日本語教育を必要とする際には、助言や協力をすることが期待されます。

【日本語教育機関に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	（日本語教室空白地域における教室開設） ・ 日本語教室の開設 （容易にアクセスできる多様な学習機会の提供） ・ オンラインによる講座の開設 （学習者のニーズやレベルに合った学習機会の提供） ・ 日本語能力検定対策を希望する外国人県民等向けの講座の開催
3　県民の理解と関心の増進	（事業者との連携） ・ 事業者向け日本語教育提供に関する情報提供 ・ 事業者が実施する日本語教育への教師の派遣・紹介

キ　高等教育機関

高等教育機関は、専門知識や人材を活用し、留学生に対して進学や就職を目的とした日本語教育を実施すること、日本語教育人材を育成することが期待されます。また、教員や留学生による県民への多文化共生の啓発、日本語教育への学生の参加など、地域における多文化共生の取組への参画が期待されます。

【高等教育機関に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
1　日本語学習機会の提供・拡充	（容易にアクセスできる多様な学習機会の提供） ・ 他大学や市町村、市町村国際交流協会と連携した外国人等が参加できる日本語授業の開催
2　教育人材の確保・育成	（教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充） ・ 日本語教育人材の養成・指導力向上 ・ 地域日本語教育への学生の参加 （教育人材の相談・支援体制の確保） ・ 教員の紹介、派遣 ・ 教材やオンライン授業についての助言
3　県民の理解と関心の増進	（県民向け多文化共生理念の普及） ・ 留学生と日本人学生の交流機会の創出 ・ 多文化共生に関するセミナー等の開催
4　日本語学習に関する情報発信	・ 留学生に対する日本語教室開催情報の提供

ク　県民（外国人県民含む）

県民は外国人県民等の身近な支援者として行動し、交流機会への参加などによる相互理解や、ともに地域を支えていくパートナーとしての意識づくりが期待されます。また、外国人県民等は日本語学習機会へ積極的に参加し、日本人県民と交流、地域社会へ参画していくことが期待されます。

【県民（外国人県民含む）に期待される主な取組の例】

施策の方向性	主な取組の例
２　教育人材の確保・育成	**（教育人材の掘り起こし及び資質向上に資する研修等の拡充）** ・ 日本語教育人材向けの研修への参加
３　県民の理解と関心の増進	**（県民向け多文化共生理念の普及）** ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会への参加 ・ 外国人県民等の多文化共生社会づくりの意識醸成への協力 ・ やさしい日本語の研修会への参加 ・ 日本語の習得、やさしい日本語の利用によるコミュニケーションの実践
４　日本語学習に関する情報発信	・ 身の回りの外国人県民等に対する日本語教室開催や地域行事等に関する情報の提供

(3)　関係機関・団体の連携強化

県は、市町村、国際交流協会、事業者に加え、外国人県民等への支援を行う団体、大学、学校等の関係機関とも、県内の日本語教育の実施状況や優良事例、国の動向等の情報共有を図りながら、関係機関相互間の連携強化、体制整備を進めていきます。

なお、県教育委員会においては、教員の加配や研修等により、公立の小中学校等における指導体制の充実に取り組んでおり、県は県教育委員会と連携することで、初等中等教育との接続を図ります。

また、日本語教育に関係する機関をもって構成する「いわて地域日本語教育推進会議[6]」において、本県における日本語教育推進施策の検討や、情報共有を行います。

[6] いわて地域日本語教育推進会議：日本語教育の推進に向けて、県内の関係機関が参集し、日本語教育施策に関する検討や情報共有を目的として令和３年度に設置しました。

【参考】日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）抜粋

第１章　総則

［略］

（基本理念）

第３条　日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

２　日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

３　日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

４　日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

５　日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

６　日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

［略］

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第６条　外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

（連携の強化）

第７条　国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第１項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

［略］

（基本方針）

第 10 条　政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二　日本語教育の推進の内容に関する事項

三　その他日本語教育の推進に関する重要事項

3　文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7　第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（地方公共団体の基本的な方針）

第 11 条　地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

［略］

【参考】日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和２年６月 23 日閣議決定）抜粋

第１章　日本語教育の推進の基本的な方向

［略］

2　国及び地方公共団体の責務

［略］

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

3　事業主の責務

事業主は、日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

4　関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには、関係省庁や関係機関が連携し、日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。

国内においては、国及び地方公共団体は、関係省庁相互間やその他関係機関、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

［略］

【参考】在留資格一覧表

		在留資格	該当例
日本国内で一定の活動を行うための在留資格（活動制限あり）	①就労が認められる在留資格	外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
		公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
		教授	大学教授等
		芸術	作曲家、画家、作家等
		宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
		報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
		高度専門職	ポイント制による高度人材
		経営・管理	企業等の経営者、管理者等
		法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
		医療	医師、歯科医師、看護師等
		研究	政府関係機関や企業等の研究者等
		教育	高等学校、中学校等の語学教師等
		技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、語学講師等
		企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
		介護	介護福祉士
		興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
		技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
		特定技能	特定産業分野の各業務従事者（注１）
		技能実習	技能実習生
	②就労が認められない在留資格	文化活動	日本文化の研究者等
		短期滞在	観光客、会議参加者等
		留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
		研修	研修生
		家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
	③就労可否は指定される活動による在留資格	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）		永住者	永住許可を受けた者
		日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
		永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
		定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

（注１）介護、クリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

資料１　関係主体等へのアンケート結果等の概要

１　調査目的

本県における日本語教育支援に関する取組を進めるに当たり、外国人県民等に対する日本語教育の実施状況や現場が抱えている課題等を把握するため、市町村や関係団体等に対し調査を実施したもの。

２　調査期間

令和３年５月～８月

３　調査概要

No.	調査対象	調査方法	主な調査項目	備考
(1)	市町村	アンケート	・ 財政支援の有無 ・ 必要と考える事業、支援　など	回答33市町村
(2)	市町村国際交流協会	アンケート	・ 事業実施の有無 ・ 必要と考える事業、支援　など	回答23団体（全26団体） ※23団体のうち６団体は市町村の回答と同内容。
(3)	日本語教室	アンケート ヒアリング	・ 活動の目的、理念 ・ 学習者、教育人材の状況　など	26 教室（18 教室は訪問ヒアリング、８教室はアンケートを実施）
(4)	外国人県民	アンケート ヒアリング	・ 日本語学習の有無、その理由 ・ 日本語学習に関する課題　など	地域の日本語教室での学習者（70 名）、その他（34 名） ※主要な在留資格、国籍のバランスに配慮。

４　その他

「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的方針」においては、以下の既存調査や巡回ヒアリング結果も利用している。

No.	調査対象	調査方法	主な調査項目	備考
(1)	外国人雇用事業所	アンケート	・ 外国人雇用状況 ・ 日本語学習状況　など	回答327者 「外国人労働者雇用実態調査」（令和元年11月）
		ヒアリング	・ 日本語学習状況 ・ 地域との交流状況　など	42者（上記327者の内数） 上記調査のフォローアップとして訪問ヒアリング（令和元年11月～令和２年１月）
		ヒアリング	・ 外国人雇用状況 ・ 日本語学習状況　など	46者 「いわて外国人県民相談・支援センター」巡回ヒアリング （令和２年10月～令和３年３月）
(2)	監理団体	ヒアリング	・ 外国人雇用状況 ・ 日本語学習状況　など	７者 「いわて外国人県民相談・支援センター」巡回ヒアリング （令和２年10月～令和３年３月）

5　各調査の結果

（１）市町村

ア　調査概要

対象	33 市町村
回答数	33 市町村（100%）
調査方法	アンケート形式
調査実施期間	令和３年６月～７月
主な調査項目	日本語教室の状況、行政として実施する日本語教育関連事業の内容、他団体との連携・協力、必要と考える支援、国や県、他団体への要望・期待する役割　など

イ　調査結果

（ア）市町村内における日本語教室について

有	15市町	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、金ケ崎町、一戸町 ※ 下線の市町は、行政の財政措置等がある教室。
無	18市町村	大船渡市、久慈市、八幡平市、葛巻町、紫波町、矢巾町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、洋野町※、田野畑村、普代村、野田村、九戸村 ※ 洋野町の日本語教室は現在休止中。

○　行政の財政措置等がある 12 市町の状況

内　容	数	市町村
ア　市町村の主催（委託）	3	宮古市、釜石市、奥州市
イ　主催団体への財政支援（補助）	7	花巻市、遠野市、奥州市【再掲】、一関市、陸前高田市※、二戸市※、金ケ崎町 ※ 国際交流協会事務局兼ねる
ウ　主催団体への支援 （会場提供、教材作成・配布・貸出等）	3	陸前高田市【再掲】、雫石町、一戸町
エ　主催団体への財政支援（ア、イ以外）	1	北上市（日本語学習支援を含む業務委託）

（イ）市町村において行政として実施する外国人住民に対する日本語教育に関連する事業について

a　行政として実施する外国人住民に対する日本語教育関連事業

実施している　：12 市町（→ｂ及びｃの質問へ）
実施していない：21 市町村

b　行政として実施している事業内容（12 市町、複数回答可）

他団体が開催する日本語教室に対する補助金等の交付（７市町）、 他団体が開催する日本語教室への会場提供など（３市町）、日本語教室の主催（３市）などが行われている。

また、その他（自由記載）として、日本語教室への後援承認、日本語学習支援を含む業務委託があった。

c　日本語教育に関連する事業の予算規模

予算措置自治体数：11 市町

予算平均額（ただし他業務を含む委託費、補助金を除く）

令和２年度：263.9 千円

令和３年度：285.1 千円

（ウ）地域の他団体（国際交流協会、ＮＰＯ、教育機関、企業等）との連携・協力について（全市町村）

a　連携・協力の有無

有：15 市町

無：18 市町村

b　連携・協力先、その内容

連携協力先：市町村国際交流協会、日本語教室運営団体、岩手県国際交流協会

内容：教室運営の委託、日本語教育に係る補助金等の交付、講師派遣依頼、会場の提供（使用料の減免含む）、企画への助言・協力・相談

（エ）今後必要と感じている事業や支援について（全市町村、３つまで回答可）

日本語教師の確保（13 市町村）、日本語学習支援者（ボランティア）の確保（９市町村）、日本語教室に対する運営費の補助（９市町村）のほか、日本語教室の開設・拡充（８市町村）、日本語教室・日本語教育人材に関する情報提供（８市町村）などが挙げられた。

また、その他（自由記載）として、財源確保、地域内の外国人住民の日本語教育需要の把握があった。

なお、必要な事業や支援はないとした回答もあった（３市町村）。
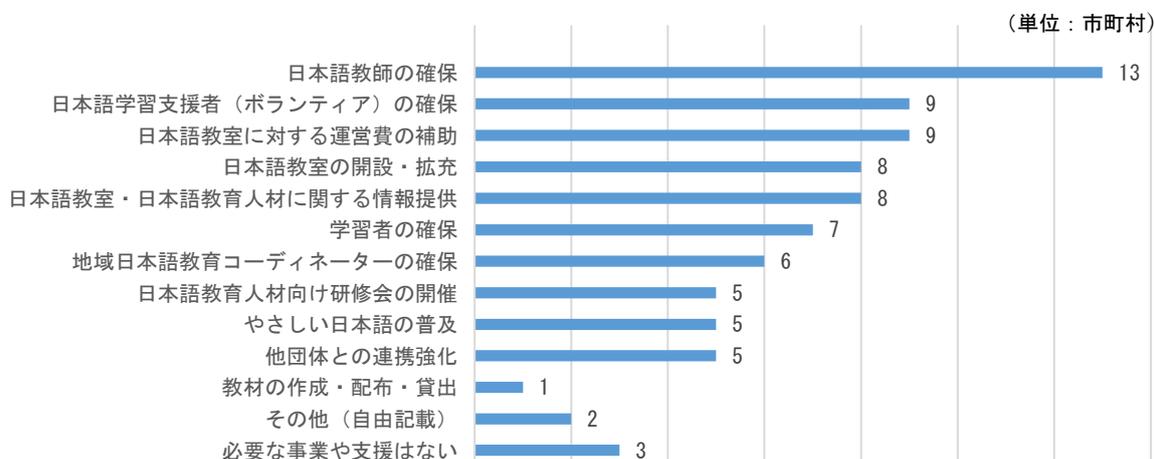
（オ）市町村としてできること・支援したいと考えていることについて（自由記載）

a　日本語教室の開設・拡充関係

・ 日本語教育の開設・拡充
・ 運営が本格化してきて３年目となり軌道に乗ってきた。学習者も国際交流サポーターも意欲的に取り組んでいるので、一層の充実を図りたい。

b　活動支援関係

・ 財政支援
・ 市の委託事業

・ 市内在住外国人向けの生活教育講座等を実施する団体に補助金を交付し、地域の国際化を推進
・ 日本語教室などを実施してくださる団体等への活動支援
・ 日本語教育実施団体への助成金交付
・ 教育人材の募集や育成事業への支援・協力等
・ 日本語教室へのより多くの参加者の確保

c　情報提供関係
・ 日本語教室について周知活動、情報提供、認知度の向上
・ 企業訪問の際にチラシ配布
・ 市広報や HP での周知
・ 事業の周知

d　地域の状況把握等
・ 外国人住民の日本語教育需要の把握
・ 外国人住民の生活上における困り事の把握

e　多文化共生一般
・ やさしい日本語に対する普及を、外国人住民並びに日本人住民・町内会や企業等に対し広く周知、普及していきたい。
・ 多文化共生社会形成との関連付け。
・ 災害時等の緊急時の支援だけでなく、日常生活から町民と関わるきっかけづくりや、母国に帰った際に有利となる言語能力向上の支援をしたい。
・ 困ったときに相談できる窓口や、冊子の作成をする必要がある。特に外国から嫁いできた人などは家族以外とのコミュニケーションが取りづらく、孤独になりがちなので子育てや就労の支援などのフォローができればと考える。

f　その他
・ 企業が職業訓練留学生を雇用しており、企業側から要望がある場合対応。
・ 外国人就労者等が一定数居住しているが、職域における日本語研修により不足のない状況であり、行政や国際交流協会における日本語教育のニーズは現在のところないものと認識。今後のニーズの高まりにより支援策を講じていく必要がある。なお、日本語教育も含め、外国人住民同士が気軽に交流できる機会や居場所づくりについて検討していく必要がある。
・ 外国人住民のほとんどは、流動的な工事関係者である。少数の定住者もいるが、全員の配偶者が日本人である。日本語教育に関する特段の要望等もないことから、現時点では、施策の必要性を感じていない。

（カ）国、県への要望について（自由記載）
a　財政的支援関係
・ 日本語教室などの事業に対する運営費の補助・支援
・ 日本語教室実施団体等への活動支援に係る経費への財政支援

b　活動支援関係
・ 専門知識を持つアドバイザー等との連携
・ 日本語教育人材の紹介
・ 日本語教育に関する手引きの作成、指導者育成

・ コーディネーターの派遣、情報の提供や研修会の実施等
・ 日本語教室への人材派遣協力

c　情報提供関係
・ コロナ禍の工夫をしての日本語教育・交流イベント等の開催事例などの情報提供
・ 日本語学習に関する情報の集約化
・ 日本語教室・日本語教育人材に関する情報提供
・ 先進事例の蓄積

d　その他
・ 音声翻訳機の重要性を感じるが、高価なため財政的な支援がほしい。

（キ）他団体（国際交流協会、教育機関、ＮＰＯ、日本語教室、企業等）へ期待する活動や提案について（自由記載）

a　日本語教室の開設・拡充
・ 日本語教室の拡充
・ オンラインクラスの開催

b　人材育成関係
・ 日本語教育人材、日本語を教えるボランティア（サポーター）の育成
・ 国際交流ルーム運営の後継の人材確保
・ 日本語教育人材の育成及び事業の継続

c　情報提供関係
・ 相互の情報共有が活発になり、日本語を学びたい外国人住民が学びやすくなる活動を期待する。
・ 各団体の活動の情報共有
・ 日本語教室、日本語教育人材に関する情報提供をしてほしい。

d　活動支援関係
・ 日本語教育の周知協力及び参加等、教室内イベントでの連携等
・ 行政で把握した外国人住民の困り事を協会と共有しながら、協会として相談室の開設や日本語学習の支援を期待したい。
・ 講師派遣、会場の提供、認知度向上・受講生確保への協力
・ ニーズ、現状に沿った事業の実施
・ 日本語教育のニーズの情報収集、必要に応じた教室の実施、外国人住民同士が気軽に交流できる機会や居場所づくり等について、国際交流協会と連携して検討していく必要がある。
・ 支援体制の構築

e　その他
・ 岩手県国際交流協会から、引き続き日本語教室や交流事業のご支援をお願いする。

（ク）その他
・ 行政で外国人住民の困り事を把握し、相談室の開設や日本語学習の支援をするためには、

支援の経験がある等の人材確保が重要と考えているが、協会と協力してボランティアを募集してはいるものの応募がなく苦慮している。外国人住民の支援は今後必要と考えているので、様々な情報を共有いただきたい。

（２）市町村国際交流協会

ア　調査概要

対象	26 団体
回答数	23 団体（88%） ※ うち６団体は市町村の回答と同内容。（盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、二戸市、矢巾町）
調査方法	アンケート形式
調査実施期間	令和３年６月～７月
主な調査項目	日本語教室の状況、団体として実施する日本語教育関連事業の内容、他団体との連携・協力、必要と考える支援、国や県、他団体への要望・期待する役割　など

イ　調査結果

（ア）協会域内における日本語教室について

有：15 団体
無：７団体
把握していない：１団体

※ 市町村向け調査（回答率 100%）では、33 市町村のうち、15 市町内に日本語教室があると回答。

（イ）協会として実施する外国人住民に対する日本語教育に関連する事業について

a　協会として実施する外国人住民に対する日本語教育関連事業

実施している　：13 団体（→ｂ及びｃの質問へ）
実施していない：10 団体

b　協会として実施している事業内容（13 団体、複数回答可）

日本語教室の主催（11 団体）、教材の配布・作成・貸出（４団体）、日本語教育人材の派遣や紹介（４団体）、日本語教育人材向けの研修会の開催（３団体）などが行われている。

また、その他（自由記載）として、ボランティアグループの活動サポート（市補助金申請、生徒所属企業への連絡、イベント告知等）、地元住民との交流会の開催の開催などがあった。

c　日本語教育に関連する事業の予算規模

予算措置団体数：13 団体

予算平均額

令和２年度：180.2 千円

令和３年度：196.2 千円

（ウ）地域の他団体（国際交流協会、ＮＰＯ、教育機関、企業等）との連携・協力について

a　連携・協力の有無

有：10 団体

無：13 団体

b　連携・協力先、その内容

連携協力先：市町、岩手県国際交流協会、日本語教室運営団体、文化庁、企業、学校

内容：日本語教室運営事業の受託、補助金受領、会場・教材等の提供、日本語教室運営の助言、技能実習生の実態調査、日本語教室講師依頼、教育人材養成

（エ）今後必要と感じている事業や支援について（全団体、３つまで回答可）

日本語学習支援者（ボランティア）の確保（８団体)、日本語教室の開設・拡充（７団体)、学習者の確保（７団体）のほか、日本語教師の確保（６団体)、地域日本語教育コーディネーターの確保（４団体)、日本語教室に対する運営費の補助（４団体)、他団体との連携強化（４団体）などが挙げられた。

また、その他（自由記載）として、企業で働く技能実習生の日本語学習への意欲と企業側の協力体制や支援状況の実態調査の回答があった。

なお、必要な事業や支援はないとした回答もあった（３団体)。
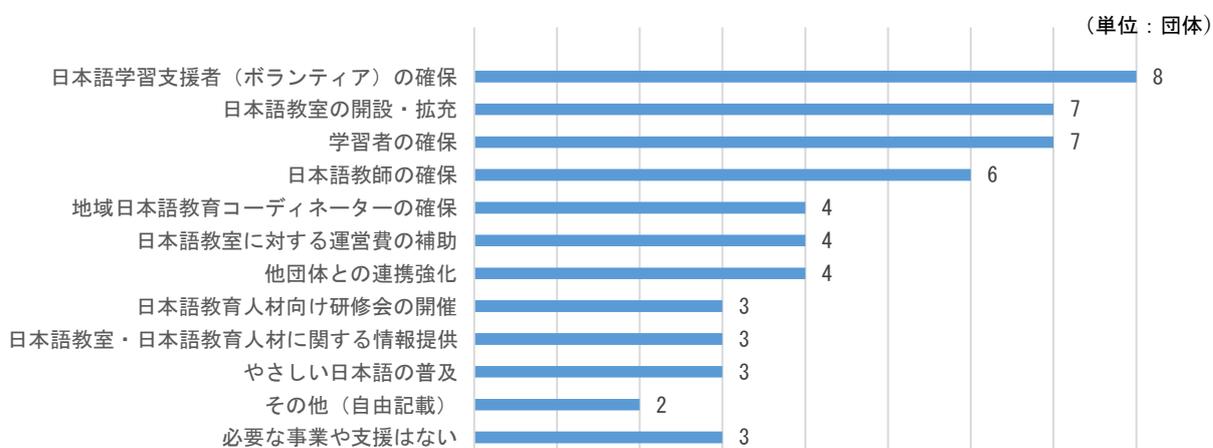
（オ）協会としてできること・支援したいと考えていることについて（自由記載）

a　日本語教室の開設・拡充関係

・　日本語教育の開設・拡充

・　企業で就労している外国人に対する日本語指導

・　運営が本格化してきて３年目となり軌道に乗ってきた。学習者も国際交流サポーターも意欲的に取り組んでいるので、一層の充実を図りたい。

・　在住の方のニーズを把握して、学習の場を提供していきたい。

・　学べる環境の利便さの改善。地域限定が、学ぶ機会・意欲を妨げる恐れがある。居住地域以外での受講を可能にすること、県内で開催している日本語教室に地域の縛りなく、参加できる環境になることを期待する。

・ 技能実習生の中に、日本語の資格の習得を目指している学習者がおり、もっと支援したいと思うが、人材や予算の関係で思うように動けない。
・ 各学習者のニーズに応じた学習支援

b　活動支援関係
・ 日本語教室へのより多くの参加者の確保
・ 岩手県国際交流協会主催の「日本語サポーター養成研修会」の開催を契機に、当協会でも日本語教育人材を養成・確保したい。
・ 日本語学習機会の拡充に必要な指導者の確保・育成
・ 持続可能な運営のためのボランティアの負担軽減、活動内容の分担

c　地域の状況把握等
・ 地域内の外国人住民事情の把握
・ 外国人住民の生活上における困り事の把握

d　多文化共生一般
・ 行政からのお知らせや案内等を英訳や中国訳
・ 日本語を学ぶ場としての地域との交流の場の提供
・ 外国人住民、日本人住民、町内会、企業等に対するやさしい日本語の普及

（カ）国、県への要望について（自由記載）

a　財政的支援関係
・ 財政支援

b　活動支援関係
・ 専門知識を持つアドバイザー等との連携
・ 体系的な学習支援者向け研修会の実施
・ 地域に専門家がいないので、講師等やイベントをできる人の派遣をお願いしたい。

c　情報提供関係
・ コロナ禍の、工夫をしての日本語教育・交流イベント等の開催事例などの情報提供
・ 日本語学習に関する情報の集約化
・ 在住外国人の把握と情報提供

d　その他
・ 日本人と同一の教育を受ける機会を保障している現行制度の更なる拡充を望む。
・ 技能実習生等を雇用している企業に対し、日本語指導の時間を作るよう指導してほしい。
・ 生活に必要な日本語学習の機会を国の責務として保障して頂きたい。
・ 音声翻訳機の重要性を感じるが、高価なため財政的な支援がほしい。

（キ）他団体（国際交流協会、教育機関、ＮＰＯ、日本語教室、企業等）へ期待する活動や提案について（自由記載）

a　日本語教室の開設・拡充
・ 行政機関主導で日本語教室の開設・運営をお願いしたい。
・ 当協会に必要な活動の経費は市に依拠しているところである。このため新たな取り組みに必要な予算を確保するため、より弾力的な財政支援をお願いしたい。
・ できれば市町村中心で実施できればと思います。（協会の規模が小さいので。）
・ 教室立ち上げや、運営のノウハウを教えて頂きたい。

b　人材育成関係
・ 外国人労働者受入れ企業は、自ら率先して日本語教育人材の養成・確保を進めてほしい。

c　**活動支援関係**

・ 日本語教育の周知協力及び参加等、教室内イベントでの連携等
・ 行政との連携強化（関係部署間の調整、情報・課題の共有と事業化）

d　**企業との連携等**

・ 企業の理解や協力が得られると、企業にとっても外国人就労者にとってもプラスになる。
・ 企業で働く技能実習生への積極的な日本語の学びの場の情報提供や実習生への支援、協力等

e　**その他**

・ 他市町村で就業や居住している技能実習生を、当協会の教室では受け入れている。

（３）地域の日本語教室

ア　調査概要

対象	26 教室（23 団体）※ 調査時点において把握されている全教室（一部休止中）
調査方法	訪問によるヒアリング（18 教室）、アンケート（８教室）
調査実施期間	令和３年５月～６月
主な調査項目	日本語教室の状況、学習者や指導者、教材の状況、今後の助言の希望　など

イ　調査結果

（ア）教室の開催状況

a　**開催頻度等**

開催頻度は、週に１回開催が14教室、月に２回が６教室となっている。

また、学習者が参加しやすい休日に開催している教室が多く、日曜日の開催が11教室、土曜日の開催が３教室であった。
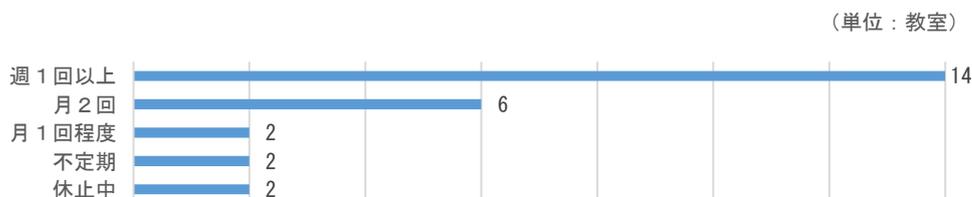
b　**活動の目的・方針**

教室により目的・方針は様々であるが、外国人住民の生活の支援、地域との交流促進、外国人住民と地域住民の交流の場の提供、企業から外国人労働者への日本語教育の依頼に対する対応等との回答が多い。

c　**教室の料金**

無料としている教室が14教室となっている。

有料としている教室は６教室あり、その額は１回ごとに100円から500円、月ごとに100円から1,000円となっている。

d　**教室運営の財源（複数回答可）**

国際交流協会が実施している教室では、協会の自主財源が10教室となっている。また、行政や国際交流協会からの助成金・委託料を活用している教室は計10教室ある。

学習者からの参加費を充てている教室は６教室であった。
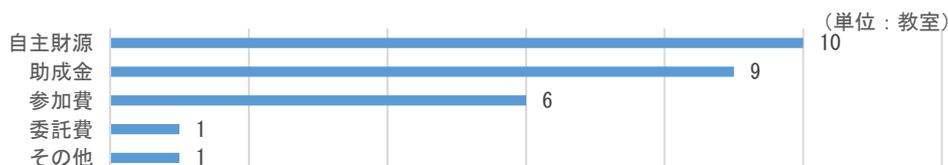
（イ）学習者の状況

ａ　学習者数

５人から９人の学習者がいる教室が８教室で、最も多くなっている。20人以上の学習者がいるのは４教室である。

学習者数の回答があった教室においては、学習者の平均人数は約８人となっている。

また、調査時点において学習者がいない教室が２教室あり、学習者の確保を課題に挙げた教室があった（７教室）。
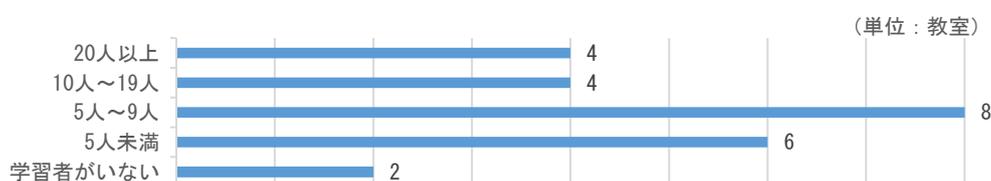
ｂ　学習者の国籍・職業

教室により学習者の国籍や職業の傾向は異なるが、全体の傾向としては、国籍では中国、ベトナム、フィリピンが多く、職業では技能実習生、会社員、日本人の配偶者が多くなっている。

ｃ　学習者の参加条件

学習者の参加条件は設けていない教室がほとんどである。

なお、同一地域内の他教室との区別として JLPT 試験受験者を対象とする教室、家庭環境により日本語能力に自信がない児童生徒を対象とする教室もある。

ｄ　学習者に関する課題等

日本語教室の運営者が感じている学習者に関する課題については、特にないとする教室（２教室）がある一方、学習意欲が多く挙げられた（７教室）。

また、交通事情等により教室へ通うのが難しいとする声も寄せられた（５教室）。

（ウ）指導者の状況

ａ　指導者数・指導体制

指導者数が５人未満の教室が12教室で、最も多くなっている。20人以上の指導者がいるのは３教室である。

指導者数の回答があった教室においては、指導者の平均人数は約７人となっている。

指導者（サポーター）の確保（指導者の高齢化）を課題にあげた教室があった（７教室）。
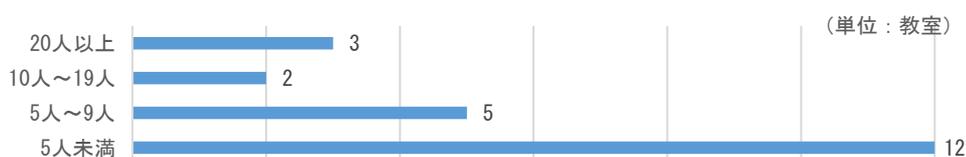
指導者には、20年以上の指導歴を持つ方、日本語教育能力検定試験合格者、420時間以上の日本語教育に関する講座の受講した方など、知識と経験を有する方もいる。一方、ボラン

ティアとして教室で学習者と接し、先輩指導者から教えられながらスキルの向上を図っている指導者もいる。また、元教員の指導者も一定数いる。

指導体制では、マンツーマンの指導を行う教室が13教室で、最も多くなっている。また、マンツーマンを基本としつつも、教室開催日の学習者数、指導者数に応じてグループ形式で指導を行っている教室もある。学習者の人数が多い教室ではグループ形式を採用している教室が多い。

b　指導者の募集状況

現在活動している指導者や国際交流協会などからの紹介（８教室)、自治体の広報（２教室）により人材確保に努めている教室がある一方、指導者の募集を行っていない教室（６教室）もある。

c　指導者に必要な資質や課題等

教室により指導者に求める資質は様々である。

日本語教育に関する知識等については、日本語教育に関する研修を受けていることを求める教室がある一方、日本語教育に関する知識よりは人生経験の豊かさや、学習者のニーズを適切に把握したり、学習者に寄り添える心構えを求める教室が多くみられた。

また、課題として、若い人材が少ないことや、家庭の事情などにより教室に来られなくなる方がいることが挙げられ、指導者には時間的、経済的な余裕も必要とされることが伺える。

（エ）使用教材、学習内容

市販の教材では「みんなの日本語」（スリーエーネットワーク）や JLPT 対策テキストを用いている教室が多くみられた。また、教室では教材を準備せず、学習者が持参した教材について指導者が教えることとしている教室も多い。その他、童話や新聞、エッセイを教材としている教室もある。

学習内容は各教室の方針により様々であり、JLPT 対策に重点を置く教室もあれば、会話に重点を置く教室もある。また、ごみの出し方や市役所や郵便局で必要な会話など、生活に役立つテーマを取り上げている教室もあった。

（オ）今後希望する支援や助言等について

学習者及び指導者の確保につながる取組、教室に通えない学習者のためのオンライン学習環境の整備、指導者の悩み相談や情報共有の機会の提供、学習者からの質問に上手く答えられなかった内容についてのフォローアップなどが挙げられた。

（カ）その他の課題、意見等

ボランティアに対する報酬や費用弁償など、ボランティアの負担を減らすような取組が必要といった意見があった。

また、学習者の確保、指導者の確保のほか、サポーターのスキルアップや学習者の学習意欲の維持、学習者の移動手段の確保などの課題が挙げられた。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により教室に来られなくなった学習者及び指導者がいること、イベント（教室主催の交流会など）が中止・延期となった等の回答があった。

（４）外国人県民

ア　調査概要

回答者	104 名
調査方法	日本語教室訪問によるヒアリング（70 名）・・・教室に通う学習者 アンケート（34 名）・・・その他の学習者、学習中ではない方
調査実施期間	令和３年５月～８月
主な調査項目	回答者の情報（国籍、職業・在留資格など）、日本語を学ぶ・学ばない理由、学習方法、学習する上で困っていること　など

イ　調査結果

（ア）日本語を学ぶ理由（学習中の方/属性別）

ａ　留学生、大学院生

・ 日本での生活に必要だから
・ 進学や就職に必要だから
・ 日本人と日本語で趣味や文化について話せるようになりたいから

ｂ　技能実習生

・ 日本語試験（JLPT）に合格するため
・ 仕事で必要だから
・ 日本語がうまくなってもっと会社の人と話をしたいから
・ 帰国後に仕事に役立てるため
・ 仕事、プライベート含めて日本語を使って会社や地域の人と話し、コミュニケーションをとれるようになりたいから

ｃ　子どもを持つ学習者、日本人の配偶者、永住者

・ 子どもとの会話をスムーズにできるようにするため
・ 生活に必要だから
・ 日本人と交流したいから
・ 日本文化が好きだから
・ 仕事で必要だから
・ 日本語試験（JLPT）に合格するため

（イ）日本語学習をしていない理由（学習中ではない方）

現在学習中でない方では、学習をしていない理由について、学習方法がわからないから、日本語教室が近くにないから、との回答が多かった。

なお、日本語が話せるためとした回答もあった（５人）。

（ウ）学習内容や学習量の希望（学習中の方）

学習者のニーズは様々で、日本語教室には会話の勉強を求めている方もいれば、JLPT対策として文法や漢字など広く学びたいという方もいる。

学習量についても様々で、日本語教室以外にも自主的に学習をしている方もいれば、働いていることから週に１回の日本語教室での学習でちょうどよいと考えている方もいる。

日本語教室以外での自主的な学習では、教科書を読む以外に、スマートフォンを使った学習（アプリ、YouTube視聴）をしている方が多く見受けられた。

（エ）日本語を学習する上で困っていること（学習中の方）

苦手な学習内容については、漢字と回答した方が最も多かった。その他、方言の聴き取り、敬語の使い方、会話が苦手とする回答があった。

また、学習時間が確保できない、教えてくれる人がいない、日本語の練習をしたいが日本語教室以外で日本語を使う場面がなく、なかなか上達しないといった悩みが挙げられた。

（オ）日本語を使うときに困った経験

病院という回答が特に多く、次いで、仕事の場面、地域の人との交流といったコミュニケーションの場面があった。また、役所の手続きという回答も一定数あった。

（カ）その他の意見等

日本語教室に通い始めたきっかけは、知り合いや勤めている会社からの勧めという回答が多かった。

また、居住市町村に日本語教室が開設されていないため、地域外の日本語教室に通っている学習者もいた。

現在学習していない方では、近くに教室があるなら勉強したいという回答もあった。

（５）（参考）外国人労働者雇用実態調査

ア　調査概要

対象	県内3,000事業所（抽出調査）
有効回答数	1,795事業所（59.8%）
調査方法	郵送によるアンケート調査（委託先：株式会社東京商工リサーチ盛岡支店）
調査実施期間	令和元年７月～８月
実施主体	(公財)岩手県国際交流協会（県補助事業）※協力：いわてで働こう推進協議会
主な調査項目	外国人労働者の雇用状況、日本語学習、地域住民との交流　等

イ　調査結果

（ア）外国人労働者雇用事業所の状況（令和元年６月末時点）

雇用事業所数	現在雇用中 245 事業所（13.6%)、過去雇用実績有（現在雇用無し） 82 事業所（4.6%)
雇用人数	2,319 人
外国人労働者の在留資格	技能実習 72.8%、身分在留資格（永住者、日本人の配偶者等）8.0%、専門的・技術的分野（技能）4.7%
国籍	ベトナム 38.6%、中国 25.5%、フィリピン 12.7%

（イ）雇用状況（現在雇用又は過去雇用したことがある 327 事業所回答）

雇用動機	人手不足対応 41.5%、企業活性化 17.6%、専門知識技能 12.6%
給与水準	日本人と同様 76.5%、10%程度低い 13.5%、20%以上低い 4.6%
教育訓練	日本人と同様に実施 42.5%、実施していない 30.0%、外国人労働者向け特別訓練 15.9%
宿舎	社有宿舎あり 33.3%、宿舎なし 32.4%、借上宿舎 27.8%
その他待遇	家賃・光熱水費等補助、Wi-Fi 環境整備、社内掲示物等の多言語化、通訳者等の採用 等

（ウ）日本語学習（現在雇用又は過去雇用したことがある事業所回答）

言語レベル	業務に支障なし 71.3%、業務に支障あり 17.4%
日本語学習支援	特に行っていない 56.3%、自習 14.4%、日本語教師による学習 8.6%
その他学習支援	日本語教室の案内及び通学費用（交通費、受講料等）補助、教材の配付又は貸与 等

（エ）地域住民との交流や問題発生時の相談先（現在雇用又は過去雇用したことがある事業所回答）

地域との交流	参加を促している 37.9%、状況がわからない 34.9%、配慮していない 17.1%
地域での困り事	特になし 82.3%、困っていることがある 7.3%
問題発生時の相談先	監理団体 57.8%、市町村窓口 14.7%、その他 21.5% ※ その他：顧問弁護士、社会保険労務士、送出機関の日本事務所 等

（オ）外国人労働者の必要性（外国人労働者の雇用の有無にかかわらず全事業所回答）

人手不足対策の効果	多少有効 37.7%、あまり有効ではない 21.7%、他の方法を検討すべき 19.4%
今後の雇用	未定 39.4%、雇用するつもりはない 37.9%、雇用したい（継続含む）20.2%
雇用希望しない理由	言葉の問題 42.8%、研修・教育の負担 15.7%、受入側の準備（住居等）8.7% 等
行政への要望	相談窓口設置 28.2%、法制度等の研修 14.9%、日本語教育 13.1%
その他要望等	外国人労働者の研修や住居等の受入環境整備に対する助成制度、 地域との交流の場や外国人労働者同士の交流の場の設定 等

※　調査結果の詳細は（公財）岩手県国際交流協会のホームページに掲載されています。
【https://iwate-ia.or.jp/?p=1-1-info&l=jp&no=3229】

資料２　基本的な方針策定に当たっての意見募集結果

本方針の策定に当たり、県民や事業者、市町村等への周知を図るとともに、広く意見を聴き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見の募集を行いました。

１　実施期間

令和３年 12 月８日（水）～令和４年１月７日（金）まで

２　実施方法及び周知実績

(1)　行政情報センター及び行政情報サブセンター（県内外 17 か所）への資料配架

(2)　県ホームページへの資料等掲載

(3)　地域説明会の開催（県内４か所・参加者数合計 25 人）

No.	地　域	日時（令和３年）	会　場
1	県央地域	12/15（水）14：00～15：00	岩手教育会館 カンファレンスルーム 200
2	県南地域	12/14（火）14：00～15：00	県奥州地区合同庁舎 大会議室
3	沿岸地域	12/10（金）14：00～15：00	県釜石地区合同庁舎 ４階大会議室
4	県北地域	12/9　（木）14：00～15：00	県久慈地区合同庁舎 ６階第４会議室ＡＢ

(4)　報道機関への発表

(5)　市町村、広域振興局、県・市町村国際交流協会、国際交流関係団体、大学など留学生受入機関、商工会議所・商工会などへの通知（全 197 通）

３　寄せられた意見の実績

区　分	意見数
A　全部反映：意見の内容を全部反映し、計画等の案を修正したもの	０件
B　一部反映：意見の内容を一部反映し、計画等の案を修正したもの	３件
C　趣旨同一：意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	５件
D　参考：計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	13件
E　対応困難：Ａ・Ｂ・Ｄの対応のいずれも困難であると考えられるもの	０件
F　その他：その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	６件
合　計	27 件

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

25　海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます

（基本方向）

市町村や国際交流協会等と連携し、外国人県民等[1]が安心していきいきと生活できるよう、暮らしやすさの向上に取り組みます。

また、各国の文化や習慣に対する理解を深めるため、各地域において外国人県民等との交流機会を拡大します。

さらに、世界と岩手とのつながりを一層深めるため、多様な主体による海外との交流を促進します。

現状と課題

- 本県における在留外国人数は、平成22年（2010年）12月末は6,191人でしたが、東日本大震災津波の発災後の平成23年（2011年）12月末には5,234人と大きく減少しました。その後、徐々に増加し、平成29年（2017年）12月末には6,627人となり、東日本大震災津波の発災前の107.0％になっています。
- 国においては、新たな在留資格[2]の創設など、外国人材の受入拡大に向けた取組を更に進めることとしています。
- 在留外国人の増加に伴い、外国人にとっても暮らしやすい環境づくりのため、市町村、国際交流協会等の関係機関と連携して、外国人県民等の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　外国人県民等が暮らしやすい環境づくり

- 国際交流センターの外国人県民等の支援拠点としての更なる機能強化に向け、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図ります。
- 地域における国際化や多文化共生を更に進めるため、市町村や国際交流協会等を対象とする研修や、地域づくり関係者を巻き込んだワークショップ等を実施します。
- 県民が互いの文化や習慣への理解を深めるため、国際交流員による外国文化の紹介や、在住外国人との交流会を実施します。
- 外国人県民等の言葉の壁を解消するため、日本語の習得支援を行うほか、多言語により外国人県民等の生活を支える人材の育成を支援します。

[1] 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。
[2] 在留資格：外国人が日本に在留することについて、法が定める一定の資格。

資料４　岩手県多文化共生推進プラン(2020～2024)(一部抜粋)

５　多文化共生に向けての主な施策の方向等

ここでは、本県における多文化共生の目指すべき姿の実現に向けて、今後５年間で取り組む４つの主な施策の方向と取組内容の例を掲げています。

これらの施策を着実に推進していくため、県と市町村との連携を図るとともに、県や市町村、国際交流協会、国際交流関係団体、企業・関係機関団体、大学、学校、県民・自治会など様々な活動主体が期待される役割を担い、一体となって取り組んでいきます。

施策の方向2　共に生活できる地域づくり

外国人労働者をはじめとする外国人県民等が安心していきいきと生活できる地域づくりに取り組みます。

ウ　日本語学習の支援

国籍や民族の異なる人々が、地域づくりのパートナーとして共に暮らしていくためには、互いに円滑にコミュニケーションができることが必要です。

こうしたコミュニケーションに使われる言語は日本語が主となりますが、外国人県民等の中には日本語能力が十分ではない人も多くいます。また、「話し言葉」は理解できるものの、「読み書き」が不得手など、日本語能力の違いも見受けられます。

このことを踏まえ、外国人県民等の日本語学習の機会を提供するとともに、それぞれの日本語能力に合わせて対応できるよう指導内容の充実を図ります。

（取組内容の例）

○　外国人県民等に住民票の届出等の機会を捉え、日本語教室の開催情報を提供します。

○　日本語教室が設置されていない地域における教室の開設支援や、既存の教室における日本語能力に対応した指導内容の充実等に向けた取組を行います。

○　地域における日本語教室が、関係機関との連携・協力により円滑に運営されるよう支援します。

○　日本語サポーターの養成や活用、ＩＣＴを活用した日本語学習コンテンツの普及、多言語版学習教材の活用など、より効果的な指導に向けた取組を行います。

岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針

いっしょに学(まな)ぼう日本語(にほんご)、いっしょに暮(く)らそう岩手県(いわてけん)

令和４年３月策定

岩　　手　　県